

六 法第四百三十三条の五第一項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の 取得計画を記載した書類

五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する 技術的能力に関する説明書

障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ)。事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果の結果

ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ)。事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する)。事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十二 法人にあっては、定款、登記事項証明書並びに医師の診断書

十三 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者は、法人にあっては、その業務を行つう役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

十四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十五 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。(重大事故)

十六条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 炉心の著しい損傷

二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

(法第四十三条の三の七第三号の原規制委員会規則で定める者)

第十四条 法第四十三条の三の七第三号の原規制委員会規則で定める者は、精神の機能の力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の

(変更の許可の申請)
第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、法第四十三条の三の五第二項第八号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合には、法第四十三条の三の五第二項第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の処分の方法の変更に係る場合には、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第七号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の運転の停止に係る事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次のように記載する。
二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行つてはならない者とする。

を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用者することができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合
六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

第十八条から第二十条まで 削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第二十二条 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第二十三条から第五十四条まで 削除

(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに使うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基數の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三ヶ月を超えない時期に行うものとする。

発電用原子炉施設の区分

一 判定期間が十三月以上あるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの(次号及び第三号に掲げるものを除く)であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるものであるものとして原子力規制委員会が告示で定めるも

直近の定期事業者検査が終了した日以後十三ヶ月を超えない時期	定期事業者検査を実施すべき時期
-------------------------------	-----------------

3

2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第一号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。	3 一次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るもの)を行なべきもの
4 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。	5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	6 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行なうに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
6 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行なうに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。	7 検査の実施に係る組織
7 検査の実施に係る組織	8 検査の実施に係る工程管理

4

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

8 検査の実施に係る工程管理	一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
10 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
11 検査に係る教育訓練に関する事項	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果及び使用実績(当該発電用原子炉施設に類似する機械又は器具及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
12 検査記録の管理に関する事項	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

(4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した	容器の記録	四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した	容器の記録
ロ 漏えい率	ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後湿度並びに充填した不活性ガスの成分量及び圧力	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観

使と日てにの限施設の施設の済るにたをの第三の十法だ回転毎用し一はあ記る。設対止貯燃使お場受認二十三三第し。中日済、回毎つ録に象措設藏料用け合け可項四の条四、た一運

の都度
払出し

十年間	期まき録者藏燃使託藏料用当間で渡をに事料用すをの済該のす引記業貯済る委貯燃使
-----	--

イ 原子炉本体(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く)、使用済燃料の貯蔵施設(同項の認可を受けた場合を除く)、放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	ハ 放射線管理記録	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観	二 容器内において使用済燃料の位置を固定するため用いた装置の外観
--	-----------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

一 一 ごはあ線月回年てにの一月回と三つ量間、度はあ線年間、に月てにの三一毎つ量間	回毎一週回一	ごはあ濃の三一はあ濃度の平均濃度に月てに均間、日てに日間	と週てにあはる一日間と週てにあはる一日間	と週てにあはる一日間と週てにあはる一日間
---	--------	------------------------------	----------------------	----------------------

る期間に定め第五項	十年間	十年間	十年間	十年間
-----------	-----	-----	-----	-----

固型化した場合に当該封入放射性廃棄物の容量並びに各月の線量並びに本人の申出等によるものとし、第一月一日及び七月一日を始期とする一年間にわたる各月の線量並びに申出された者を除く。	放射線業務従事者の管理区域における外線量当量、放射線線量の表面の放射性物質の密度	ハ 放射線線量の表面の放射性物質の密度によって汚染された物質の密	ハ 放射性廃棄物の排気口又は排水口又は排水監視設備	ハ 放射性廃棄物の排気口又は排水口又は排水監視設備
--	--	----------------------------------	---------------------------	---------------------------

都度投棄その他の廃	都度運搬の	就く時	度の都	度の都
-----------	-------	-----	-----	-----

る期間に定め第七項	一年間	る期間に定め第五項	る期間に定め第五項	る期間に定め第五項
-----------	-----	-----------	-----------	-----------

設備の名称	ハ 保安教育を受けた者の氏名及び項目	イ 八 保安教育の実施計画	ハ 大気温度	イ 七 風向及び風速	ニ 事故後の処置	ハ 事故の原因	六 発電用原子炉施設等の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	六 発電用原子炉施設等の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	六 発電用原子炉施設等の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時
-------	--------------------	---------------	--------	------------	----------	---------	------------------	----------------	------------------	----------------	------------------	----------------

をの第三の十法都度実施の都度策定の	て連続し	て連続し	度の都									
-------------------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

る期間に定め第七項	三年間	三年間	三年間	十年間	十年間	る期間に定め第七項	る期間に定め第七項	る期間に定め第七項	る期間に定め第七項	一年間	る期間に定め第七項
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	-----------

その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十条の規定による、発電用原子炉設置者は、法第四十一条の五第一項又は第四十三条の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならぬ。

第七十条から第七十七条まで 削除

(管理区域への立入制限等)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらを講じなければならない。

1 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

3 その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が行われること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようになること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物及び容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようになること。

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにするこ

と。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十五条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針）を定めた施設管理の目標にあつては、発電

必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

五 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行つてから特別な状態にある場合において

用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

五 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行つてから特別な状態にある場合において

は、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（（百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

発電用原子炉施設者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第八十二条 削除
(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三十四第二項の認可を受けたものについては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

- (1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災
- (2) 消防吏員への通報に関すること。
- (3) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
- (4) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

口 火山現象による影響

(1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）

(1) に掲げるもののほか、火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備その他の設備を維持するための対策に関すること。

(2) に掲げるもののほか、火山影響等発生時に発電用原子炉施設の機能を維持するための対策に関すること。

(3) 等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(4) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(6) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

(7) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(8) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する対策。

(9) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(10) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策に関すること。

(11) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(12) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

第六章 第八十四条から第八十六条まで 削除 (発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三 前号の構成員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六 発電用原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二項第二号に規定する通常運転を定める。以下この号及び別表第二において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

七 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

十 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

十一 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関して、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡沫剤、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時ににおける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。)、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

口 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉施設者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第百三十四条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのもの）を含む。)並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

イ この条及び第百三十四条において同じ。)を逸脱していないことを確認するためのもの（を含む。)並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ロ 運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

ハ 訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

ハ 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

ハ 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

ハ 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

ハ 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

ハ 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを実行すること。

ハ 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

ハ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬するこれが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようとすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立ち入りを制限すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を行きさせ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自身の積替えを要せずに運搬するため作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管轄区域内において行われる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を揭示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

六 第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二十四第二項の認可を受けたときには、この限りでない。

（貯蔵）

第一項 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二項 法第四十三条の三の二十四第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

（放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わるとともに、廃棄に當ったときは、この限りでない。）

二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を揭示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 放射線障害防止の効果を持つた廃気槽に保管廃棄すること。

五 放射性廃棄物の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように行うこと。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

七 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

八 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

九 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

十 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

十一 放射線障害防止の効果を持つた排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰法等により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

（放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わるとともに、廃棄に當ったときは、この限りでない。）

八 第六号ハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むことと、封入された放射性廃棄物の全部を收容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関する第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げているかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

八 ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のものについて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）に項四に記載する物質並びにこれらの物質であつて、ブルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のものロウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるものハウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにそ

つて、ウラン二三五の量が十五グラムを超える一キログラム以下のものハウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超える十キログラム未満のものニウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十キログラム以上のものホウラン二三三及びその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が十五グラムを超える五百グラム以下のもの九照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at john.smith@researchinstitute.org.

以上を含む物質であつて、ウラン二三五 の量が十キログラム以上のもの	ニ ウラン二三三及びその化合物並びに これらの物質の一又は二以上を含む物質 であつて、ウラン二三三の量が五百グラ ムを超えるキログラム未満のもの
五 照射された前号に掲げる物質であつ て、その表面から一メートルの距離にお いて吸収線量率が一グレイ毎時以下の もの	六 令第三条第三号に規定する特定核燃 料物質(第十一号に掲げるものを除く。)
七 照射された第四号に掲げる物質であ つて、その表面から一メートルの距離に おいて吸収線量率が一グレイ毎時を超え るもの(第十号に掲げるものを除く。)	八 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びに これらの物質の一又は二以上を含む物質 であつて、プルトニウムの量が十五グラ ムを超える五百グラム以下のもの
三 項 第 四 定 規 則 量	三 項 第 四 定 規 則 量

おいて吸收線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。)

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸收線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸收線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるところとする。

（以下とおりとする。）

ラム以上のもの
二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が

ロウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であ

十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」という。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に常時立ち入ろうとする者についてでは、当該防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に出入りする者（ロに掲げる者）に規定する場合は、常時立入者に規定する場合は、常時立入者又は安全保護装置周辺区域（技術基準規則第二条第二項第九号ハに規定す

る安全保護装置が防護区域の外に設置されている場合における当該装置の周辺の区域をいう。以下この項において同じ。）に、口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のため必要な監督を行わせること。

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の出入口においては、次に掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しを行わないよう点検を行うこと。

ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に、監視装置の有無並びに施設の立入りを確認することができる施設を設置すること。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる施設を設置すること。

（2）施設に立ち入ることを認めた者として当該施設に立ち入ることを禁止すること。

（3）見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことの禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十一号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条规定第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであることを確認して、当該点検においては、次に掲げる措置を講ずること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固体と一体化して、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであることを確認して、当該点検においては、次に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（1）見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（2）見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（3）見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検においては、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固体と一体化して、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検においては、次に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。

イ 壁は、容易に破壊されないものであることを確認して、当該点検においては、次に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（1）見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（2）見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。

（3）見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検においては、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固体と一体化して、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検においては、次に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。

イ 壁は、容易に破壊されないものであることを確認して、当該点検においては、次に掲げる措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十六条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外に、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これら的行为により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある場合に行うこと。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報セキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入するこれを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できないこと。

方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合に二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにより、その漏えいの防止を行ふこと。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

三 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせるること。

四 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムの指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合について、「対象者」という。（1） 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行おうおそれがある団体（暴力團を含む。）との関係、事理を弁護する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経験を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。
(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてること。
その他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。
ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合(イ)(3)に規定する同意が得られない場合を含む。)
は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。
ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内であること。ただし、有効期間内であつてそれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
二 防護区域周辺区域
(1) 防護区域
(2) 安全保護装置周辺区域
(3) 第十四号ロに規定する区域
(4) 第十六号ハに規定する区域
(5) 見張人の詰所
(6) 監視所
二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。
三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。
三十一 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のためには、前項第四号から第七号まで(第五号ハを除く)、同項第九号(同

号口を除く)、同項第十一号(同号口を除く)、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」に」と、「防護区域内、周辆防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるいは「第一項の表第七号から第九号までの特徴は、業務上知り得る者の指定を行わないこと。
二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいざれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
三 見張人の防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。
四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設(以下この号において「貯蔵施設等」という)については、次に掲げる措置を講ずること。
イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要なものとすること。
二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。
三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。
三十一 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のためには、前項第四号から第七号まで(第五号ハを除く)、同項第九号(同

号口を除く)、同項第十一号(同号口を除く)、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるいは「第一項の表第七号から第九号までの特徴は、業務上知り得る者の指定を行わないこと。
二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいざれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
三 見張人の防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。
四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設(以下この号において「貯蔵施設等」という)については、次に掲げる措置を講ずること。
イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要なものとすること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。
六 ポイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラーラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者及びその内容並びにボイラーラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
八 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
十一 放射線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第一百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生したこと)。

場合の経営責任者への報告を含む。) に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関することと(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報について他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項。

二法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合にあっては、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。)を添えて、申請しなければならない。

三 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする場合の廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するこ

と)。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するこ

と)。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関するこ

と。

六 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関するこ

と)。

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

口 保安教育の内容に関する事項を記載すること。

に掲げるものに準ずるもののが発生したこと。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4) 放射線管理に関すること。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 非常の場合に講すべき処置に関すること。

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項。

び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事況を含む。)に関する適正な記録及び報告すること。

十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関することと(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する情報を含む。)。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報について他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項。

二法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合にあっては、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。)を添えて、申請しなければならない。

三 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする場合の廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するこ

と)。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するこ

と)。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関するこ

と。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関するこ

と)。

六 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

七 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

八 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

九 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

十 保安教育の実施方針(実施計画の策定を

含む。)に関すること。

は、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉の運転の許可の申請書の提出部数は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発電用原子炉の運転の目的に関する資金の額及び調達計画を記載した書類。

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書。

三 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取扱計画を記載した書類。

四 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取扱計画を記載した書類。

六 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

七 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取扱計画を記載した書類。

八 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

九 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十一 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十二 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十三 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十四 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類。

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及

する事項については、その壳渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方

法を記載すること。

十七 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分方法については、その壳渡し、貸付け、返

還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方

法を記載すること。

十八 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

十九 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十一 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十二 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十三 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十四 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十六 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十七 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十八 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

二十九 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十一 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十二 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十三 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十四 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十六 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十七 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十八 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

三十九 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

四十 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設の規制による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

ら第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

五 発電用原子炉に係る届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第九十六条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関する事項。

四 防護区域(第九十一条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所においては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関するこ

と。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関する事項。

六 特定核燃料物質の管理に関する事項。

七 防護区域内防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関する事項。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関する事項。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関する事項。

十 情報システムセキュリティ計画に関する事項。

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関する事項。

ら第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

五 発電用原子炉に係る届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第九十七条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

一 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一枚(発電用原子炉に係る届出書の場合は、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十八条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

一 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一枚(発電用原子炉に係る届出書の場合は、正本一通及び写し二通)とする。

(届出事項)

第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験

十二 非常の場合の対応に関すること。

十三 連絡体制の整備に関すること。

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項に係る情報の管理に関する事項。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十七 傷害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項

一通(発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(評価の結果等の届出)

第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(評価の結果等の届出)

第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第六項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(評価の結果等の公表)

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(評価の結果等の公表)

第九十九条の八 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キヤスク(設置許可基準規則第二条第二項第41号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キヤスク」という。)

三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(プロワを要しないものに限る。以下同じ。)

四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ

を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

(安全性の向上のための評価の実施)

第九十九条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基數の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(評価の結果等の届出)

第九十九条の六 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キヤスク(設置許可基準規則第二条第二項第41号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キヤスク」という。)

三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(プロワを要しないものに限る。以下同じ。)

四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ

(3) の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
五 第三条第一項第二号又は(2) の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備	二 変更の内容
六 第三条第一項第二号又は(2) の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備	三 変更の理由
七 第三条第一項第二号又は(2) の非常用電源設備のうち、無停電電源装置	二 変更後における特定機器を使用することに伴う事項を記載する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
八 第三条第一項第二号又は(2) の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置	一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
(型式証明の申請)	二 変更後における特定機器を使用することに伴う事項を記載する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
第一百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	一 変更後における特定機器の型式の設計について型式証明を受けた特定機器の型式と同一認められる場合に行う。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 変更後における特定機器を使用することに伴う事項を記載する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
二 特定機器の種類	一 変更後における特定機器の型式の設計について型式証明を受けた特定機器の型式と同一認められる場合に行う。
三 特定機器の名称及び型式	二 変更後における特定機器を使用することに伴う事項を記載する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
四 特定機器の構造及び設備	三 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式の設計を受けた特定機器の型式と同一である旨を告示するものとする。
五 特定機器を使用使用することができる範囲を定し、又は条件を付する場合は、当該特定機器を使用することができる範囲を定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器の範囲又は条件	四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
子炉施設の範囲又は条件	(型式証明に係る変更の届出)
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	三 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定による型式設計特定機器の型式と同一認められる場合に行う。
一 特定機器の安全設計に関する説明書	二 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書	(特定機器型式証明通知書等の交付)
三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を行つた場合 特定機器型式証明承認通知書	一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行つた場合 特定機器型式証明承認通知書
四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。(型式証明の変更)	二 法第四十三条の三の三十第一項の規定による承認を行つた場合 特定機器型式証明変更承認通知書
五百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行つた場合 特定機器型式証明取消通知書
一 特定機器の種類	二 特定機器の種類
二 特定機器の名称及び型式	三 特定機器の名称及び型式
三 特定機器の名称及び型式	四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。(型式証明番号等の告示)
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件	五 特定機器の型式の設計について型式証明を受ける特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
(五百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。	六 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
一 品質管理の実施に係る組織	二 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。
二 品質管理活動の計画	三 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
三 品質管理活動の実施	四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。(型式指定に係る変更の届出等)
四 品質管理活動の評価	五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	六 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消すことができる。

この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第五百十条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百八条第一項の規定による承認を行つた場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行つた場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第五百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(型式指定の番号等の告示)

第五百十二条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式指定の番号

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

七 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

八 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(長期施設管理計画の認可の申請)

第五百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検 (施設管理実施計画に従つて実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第一百十三条の六第二項第三号において同じ) 及び劣化点検 (通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第一条及び第一百十三条の四第一項第三号及び第一百十三条の六第二項において同じ) の方法及びその結果

ロ 特別点検 (通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ) の方法及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

一 型式設計特定機器を使用することができる評価対象機器等 (発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下

二 同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。この場合において、前項第二号に掲げる書類のうち、第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

四 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。この場合において、前項第二号に掲げる書類のうち、第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片 (技術基準規則第二十二条に規定する監視試験片をいう。以下同じ。) を用いて第

四号の期間中に実施する必要がある試験 (以下第一百十三条の四第一項第六号において「監視試験」という。) に関する措置を含む。)

二 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画 (当該長期

施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。) について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検に係る同項第五号ロに掲げた事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管

理計画 (当該长期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであつて、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。) の始期から十年を経過する日を超えないとき。

四 第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ前項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日 (以下「運転開始日」という。) を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

四 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日 (以下「運転開始日」という。) を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

一 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画 (当該長期

施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。) について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検に係る同項第五号ロに掲げた事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管

理計画 (当該长期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであつて、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。) の始期から十年を経過する日を超えないとき。

四 第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ前項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日 (以下「運転開始日」という。) を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

四 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日 (以下「運転開始日」という。) を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

四 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

五 第百十三条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとしたときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条の四第一項第五号及び第一百十三条の六第二項第四号において同じ)

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステムの前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

六 変更の理由
2 前項の申請書には、第一百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び前項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第一百十三条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一 第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二 第百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であつて、その期間が十年を超える。

三 第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれないようすに始期及び終期を記載すること。

四 第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれないようすに始期及び終期を記載すること。

五 第百十三条第一項第五号ハ（3）の評価方

法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて記載すること。

六 第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

七 第百十三条第一項第五号ハ（3）の評価方

法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて記載すること。

八 第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

九 第百十三条第一項第五号ハ（3）の評価方

法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて記載すること。

十 第百十三条第一項第五号ハ（3）の評価方

法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて記載すること。

るときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

（長期施設管理計画に係る軽微な変更）

第一百十三条の五 法第四十三条の三の三十二第二項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 第百十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更

二 第百十三条第一項第四号に掲げる长期施設管理計画の期間を短縮することとなる当該期間の始期又は終期の変更（終期を延期するもの）を除く）であつて、当該変更に係る劣化評価が不要であることが明らかなもの

三 第百十三条第一項第五号に掲げる劣化評価の方法に係る軽微な変更であつて、劣化評価の結果に影響がないことが明らかなもの

四 第百十三条第一項第六号又は第七号に掲げる措置に係る軽微な変更であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなもの

五 第百十三条第一項第九号に掲げる品質マネジメントシステムの変更（法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）

六 第百十三条第一項第七号から第九号までの二十二第七項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者は、これららの認可を受けた長期施設管理計画について前項各号の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 第百十三条第一項又は第三項の認可を受けた者は、その代表者の氏名

一 工場又は事業所の名称及び所在地

二 発電用原子炉の名称

三 変更の内容

四 変更の理由

五 第百十三条第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。

六 第百十三条第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。

七 第百十三条第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。

る届出をしたときは、それぞれ法第四十三条の三の三十二第七項の規定による第一項第一号に掲げる事項のうち第一百十三条第一項第一号又は第二号（工場又は事業所の名称に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

（劣化評価）

第一百十三条の六 法第四十三条の三の三十二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、長期施設管理計画に記載された事項のうち次に掲げるものとす。

一 第百十三条第一項第四号又は第五号に掲げた事項であつて、当該事項の変更がそれぞれ評価が不要であることが明らかなもの

二 第百十三条第一項第二号又は第三号に掲げる変更に該当しないこととなるもの

三 第百十三条第一項第六号に掲げる事項であつて、当該事項の変更が發電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項を変更することとなるもの

四 第百十三条第一項第七号から第九号までの二十二第七項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）

五 第百十三条第一項第七号から第九号までの二十二第七項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）

六 第百十三条第一項第三項の三十二第三項の認可を受けた者が当該確認を受けた追加点検に係る第百十三条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した長期施設管理計画について法第四十三条の三の三十二第三項の認可を受けようとするときは、その申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のほか、当該確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

七 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において第三項の確認に条件を付し、又は同項の確認を取り消すことができる。

（長期施設管理計画の認可の基準）

第一百十四条 法第四十三条の三の三十二第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準は、法第四十三条の三の三十二第六項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準は、長期施設管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が技術基準規則に定める基準に適合するものであることとする。

一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の実施したときはその結果を含む。）に基づき、原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること。

二 通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を実施したときはその結果を含む。）に基づき、原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること。

三 地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。

四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知識を見踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。

五 発電用原子炉設置者が、法第四十三条の三の三十二第五項の規定による法第四十三条の三の五第

じ。）を実施しようとする者は、あらかじめ、申請により、その実施しようとする追加点検が前回の特別点検（既に追加点検を実施したことのある場合は、特別点検及び前回までの追加点検）の結果を踏まえた適切かつ十分なものであるかどうかの原子力規制委員会の確認を受けることができる。

前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

条第五項の原子力規制委員会が指定する機関へ の引渡しとする。
(廃止措置実施方針に定める事項)
第一百五十三条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 工場又は事業所の名称及び所在地 三 発電用原子炉の名称
四 廃止措置の対象となることが見込まれる發電用原子炉施設及びその敷地
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(第百六十六条及び第百二十六条における「性能維持施設」という。)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十三 廃止措置の実施体制
十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十五 廃止措置の工程
十六 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第百十五条の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)。(廃止措置実施方針の公表)
第百十五条の三 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。(廃止措置実施方針の見直し)
第百十五条の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを

行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
(廃止措置計画の認可の申請)
第一百六十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
八 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。
九 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
十 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
十一 廃止措置の工程
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十三 廃止措置に係る工事作業区域図
十四 廃止措置に係る放射線被ばくの管理に関する説明書
十五 廃止措置の実施体制
十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
十八 廃止措置の実施体制に関する説明書

前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
(第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。)
第一百六十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、廃止しようとする者ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 廃止措置対象施設及びその敷地
六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
八 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
九 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
十 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)
十一 廃止措置の工程
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十三 廃止措置に係る工事作業区域図
十四 廃止措置に係る放射線被ばくの管理に関する説明書
十五 廃止措置の実施体制
十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
十八 廃止措置の実施体制に関する説明書

前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
(第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。)
第一百六十八条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
(廃止措置計画に係る軽微な変更)
2 第百六十九条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
(廃止措置計画の認可の基準)
2 第百七十一条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるところとする。
一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄が終了していること。
第一項の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
四 第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
八 廃止措置の実施体制に関する説明書

(廃止措置の終了の確認の申請)

第一百二十一条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、廃止しようとする者

は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)

七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)

八 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)

九 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)

十 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の除去の実施状況)

十一 廃止措置の工程

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 廃止措置に係る工事作業区域図

十四 廃止措置に係る放射線被ばくの管理に関する説明書

十五 廃止措置の実施体制

十六 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第百十五条の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む)。(廃止措置実施方針の公表)

第百十五条の三 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。(廃止措置実施方針の見直し)

第百十五条の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを

申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

第一百二十三条 法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

第一百二十四条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更） 第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第一百二十五条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等） 法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第一百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第一項の場合において、法第四十三条の三の三十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等） 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第一項の場合において、法第四十三条の三の三十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

一 次の事項を記載した申請書
イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
ロ 記録保存業務(第六十七条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日
ニ 行おうとする記録保存業務の範囲

二 定款及び登記事項証明書
三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
六 記録保存業務の実施の方法に関する計画

七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類(指定の基準)

九 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する事由に該当しないこと。

十 不正の手段により第六十七条第五項の指定を受けたとき。

十一 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

十二 第百二十九条各号の規定に適合しなくなつたとき。

十三 不正の手段により第六十七条第五項の指定を受けたとき。

十四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十五 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十六 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十七 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十八 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十九 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十一 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十二 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十三 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十五 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十六 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。(指定の取消し)

第一百三十二条 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときには、第六十七条第五項の指定を取り消すことができる。

一 第百二十九条各号の規定に適合しなくなつたとき。

二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

三 不正の手段により第六十七条第五項の指定を受けたとき。

四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

五 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

六 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

七 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

八 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

九 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十一 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十二 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十三 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十五 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十六 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十七 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十八 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

十九 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

二十一 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 定期事業者検査(第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る)。

ロ 設備の点検を行うとき。

ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となるとき。

三 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全上重要な機器等」といいう。)又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合しないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発防止するためには、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

四 大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なもの)を講じらねかつたとき。

六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認め

られたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。（ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。）

口 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 插入若しくは引抜きの操作を行つてない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示

らされたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

することとされている制御棒の位置をいう。

以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作しないときを除く。

ただし、燃料体が炉心に装荷されているとき。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関する障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第一百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起り、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他の放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

（報告の微収）

第一百三十六条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状及び液体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものについては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

（届出書の提出部数）

（届出書の提出部数）

（届出書の提出部数）

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

業省令第七十七号

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

附 則（平成元年三月二七日通商産業省令第八号）抄

（電磁的記録媒体による手続）

第一百三十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体を用いる（様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第六十四条第一項又は第三項の運転計画記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体を用いる（様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

二 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第六十五条第三項の届出書

四 第九十六条第一項の申請書

五 第九十八条第二項の届出書

第六百三十六条第一項の報告書

附 則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附 則（昭和五十五年一月一三日通商産業省令第六〇号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附 則（平成七年一二月一日通商産業省令第一〇一号）抄

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年七月一二日通商産業省令第五七号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十一日）から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月一〇月一日通商産業省令第八九号)	附 則 (平成四年一月三日通商産業省令第一三号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十一年十二月十六日から施行する。
附 則 (平成二年四月一二日通商産業省令第九八号)	附 則 (平成二年六月一六日通商産業省令第一二号)
この省令は、平成十二年七月一日から施行する。	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成二年四月一二日通商産業省令第一二号)	附 則 (平成二年六月一六日通商産業省令第三三八号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成二年一〇月三一日通商産業省令第三三八号)	附 則 (平成二年三月三〇日經濟産業省令一二四号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年三月二一日經濟産業省令一二四号)	附 則 (平成二年三月三〇日經濟産業省令一二七号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	第一 条 (施行期日) この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成二年八月三〇日經濟産業省令第一八七号)	附 則 (平成二年九月二四日經濟産業省令第一一三号)
(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日) この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
第一 条 (経過措置) この省令は、公布の日から施行する。	第一 条 (経過措置) この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第一 条 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	第一 条 (施行期日) この省令は、平成十八年一月一日から施行する。
附 則 (平成二年八月三〇日經濟産業省令第一八七号)	附 則 (平成二年九月二四日經濟産業省令第一一三号)
(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日) この省令は、平成十八年一月一日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十八年一月一日から施行する。
第一 条 (経過措置) この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。	第一 条 (経過措置) この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

第一 条 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	第一 条 (施行期日) この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
附 則 (平成二年八月三〇日經濟産業省令第一八七号)	附 則 (平成二年九月二四日經濟産業省令第一一三号)
(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日) この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
第一 条 (経過措置) この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の変更の認可を申請した者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。	第一 条 (経過措置) この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の変更の認可を申請した者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

1	この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。 （経過措置）
2	この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条规定により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
3	この省令は、平成二十一年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
4	この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第二項又は第三項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十二条の二第一項又は第二項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。
5	この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けていいる者は、平成二十年十月三十一日までに、新規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
6	前項の規定により保安規定を定め、これを記載した申請書を提出するに当たつては、原子炉の運転期間の設定に関する説明書を添えて申請しなければならない。

7	この省令の施行の際現に使用している原子炉施設については、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、当該原子炉施設についての電気事業法（昭和三十九年法律第百七十九号）第五十四条第一項の検査であつて平成二十一年四月一日（以下「基準日」という。）以後最初に行われるものの開始する日の三月前の日までの間は、次の各号に掲げる措置を講じることを要しない。
8	一 新規則第十二条第一項第三号に規定する原原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を定めること。 二 新規則第十二条第一項第四号イ、ロ及びハに掲げる事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。 三 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人にに関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。
1	（施行期日） この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。（経過措置）
2	この省令の施行の日前にこの省令による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条の三の三の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条の三第一項の規定により定められた品質保証計画とみなす。
3	この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第一項の規定により行われた評価は、新規則第七条の五第一項の規定により行われた評価とみなす。
4	この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第二項又は第三項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十二条の二第一項又は第二項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。
5	この省令の公布の際現に規制法第三十七条规定により保安規定の認可を受けている者（同法第四十三条の二第二項の認可を受けている者に限る。）は、平成二十一年三月二日までに、この省令第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
6	前項の規定により保安規定を定め、これを記載した申請書を提出するに当たつては、原子炉の運転期間の設定に関する説明書を添えて申請しなければならない。

7	この省令の施行の際現に規制法第三十七条规定により保安規定の認可を受けている者（同法第四十三条の二第二項の認可を受けている者に限る。）は、平成二十一年三月二日までに、この省令第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
8	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
1	（施行期日） この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。（経過措置）
2	（施行期日） この省令は、平成二十三年三月三十日から施行する。（経過措置）
3	（施行期日） この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。（経過措置）

4	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
5	（施行期日） この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。（経過措置）
6	（施行期日） この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。（経過措置）
7	（施行期日） この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。（経過措置）
8	（施行期日） この省令は、平成二十三年三月三十日から施行する。（経過措置）

項第二号ハ（2）（i）に規定する燃料材をい
う。の成形加工を平成十五年十月一日前に開
始しているものに関する新実用炉規則第三十一
条第三項の表第一号の上欄の規定の適用につ
いては、同表第一号の上欄中「ウラン・ブルトニ
ウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一
月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を
開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中
「前項各号に掲げる書類。この場合において、
同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、
同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保
証の計画」と読み替えるものとする。」とある
のは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六条 この規則の施行の際現に溶接をし、又は
溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法
第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉
容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項
の規定に該当するものを除く。以下同じ。）で
あつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規
則の施行前に輸入した原子炉容器等について
は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一
項の規定にかかるらず、同項の規定による検査
をすることが要しない。

第七条 この規則の施行前に旧電気事業法第四十
二条第一項又は第二項の規定により届け出られ
た保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号
に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実
用炉規則第四十六条第一項の規定により提出さ
れた同条第二項第三号から第五号までに掲げる
書類とみなす。

第八条 この規則の施行に特定重要電気工
作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定す
る特種重要電気工作物をいう。）のうち原子力
発電工作物であるものである特定重要発電用原
子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十
五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設
をいう。）がこの規則の施行後最初に受けけるべ
き同項の検査に係る検査時期に関する新実用炉
規則第四十八条第一項の規定の適用について
は、同項ただし書中「施設定期検査」とあるの
は、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法
律第四十七号）附則第四十一号の規定による改
正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十
号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期檢
查」とあるのは「旧定期検査」とする。）と、同項の表中「施設定期檢
查」とあるのは「旧定期検査」とする。

第九条 平成二十六年三月三十一日までの間は、
新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄
中二四四月」とあるのは「十八月」と読み替
えるものとする。

第十一条 この規則の施行前に第八条の規定による
改正前の実用炉規則の設置、運転等に関する
規則（以下「旧実用炉規則」という。）第
十一条の二第一項の規定により策定された旧發
電用原子炉設置法附則第十七条の規定による
改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」と
いう。）第二条第五項に規定する發電用原子炉
をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四
号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する
原子炉施設をいい。以下同じ。）についての保
守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二
条第一項の規定により策定された当該旧發電用
原子炉に係る發電用原子炉施設についての保守
管理に関する方針とみなす。

二

この規則の施行前に旧実用炉規則第十一条の
二第二項の規定により策定された旧發電用原子
炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する
方針（同項の規定により旧發電用原子炉の運
転を開始した日以後四十年を経過する日までに
策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第
八十二条第二項の規定により策定された当該旧
發電用原子炉に係る發電用原子炉施設について
の保守管理に関する方針とみなす。

三

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を
受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定す
る既設発電用原子炉をいい。以下同じ。）に係
る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第
八十二条第二項の規定の適用については、同項
中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
各号に定める期間」とあるのは「十年間」とす
る。ただし、次項の規定による保安規定の変更
の認可の申請に係る既設発電用原子炉について
は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分
を申請しなければならない。

二

前項の規定による保安規定の変更の認可を申
請した保安規定認可者については、当該申請に
係る認可又は認可の拒否の処分のあった日まで
の間は、新実用炉規則第九十二条第一項第十六号
号、第七号、第二十号五号及び同条第三項第二
三号及び新研開炉規則第八十七条第一項第六
号、第七号、第二十号五号及び同条第三項第二
三号の規定にかかるらず、なお従前の例によ
る。

四

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を
受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定す
る既設発電用原子炉をいい。以下同じ。）に係
る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第
八十二条第二項の規定の適用については、同項
中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
各号に定める期間」とあるのは「十年間」とす
る。ただし、次項の規定による保安規定の変更
の認可の申請に係る既設発電用原子炉について
は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分
を申請しなければならない。

五

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を
受ける既設発電用原子炉を設置している者は、
当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の
三の三十一第一項の規定による認可を受けた場
合であつて、当該認可を受けた延長する期間が
十年を超える場合には、設置法附則第一条第四
号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を
経過する日までに新規制法第四十三条の三の二
十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新
実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二
三十号まで若しくは同条第三項第七号から第二
十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第
二十五条第二項に規定する核

発電用原子炉施設についての長期保守管理方針
の変更に係るものに限る。）を申請しなければ
ならない。

六

前項の規定による保安規定の変更の認可を申
請した保安規定認可者については、当該申請に
係る認可又は認可の拒否の処分のあった日まで
の間は、原子力利用における安全対策の強化の
ための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規
制に関する法律等の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規
制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和
二年原子力規制委員会規則第三号）による改正
後の一実用発電用原子炉の設置、運転等に関する
規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及
び第三項第十五号並びに第九十五条第一項及び
第二项並びに原子力利用における安全対策の強
化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律等の一部を改正する法律の
一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に
係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する
規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二
号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉
の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八
十七条第一項第十六号及び第三項第十六号並び
に第九十条第一項及び第二項の規定にかかるわ
ず、なお従前の例による。

七

前項の規定による保安規定の変更の認可を申
請した保安規定認可者については、当該申請に
係る認可又は認可の拒否の処分のあった日まで
の間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六
号、第七号、第二十号五号及び同条第三項第二
三号及び新研開炉規則第八十七条第一項第六
号、第七号、第二十号五号及び同条第三項第二
三号の規定にかかるらず、なお従前の例によ
る。

八

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を
受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定す
る既設発電用原子炉をいい。以下同じ。）に係
る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第
八十二条第二項の規定の適用については、同項
中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
各号に定める期間」とあるのは「十年間」とす
る。ただし、次項の規定による保安規定の変更
の認可の申請に係る既設発電用原子炉について
は、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分
を申請しなければならない。

九

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を
受ける既設発電用原子炉を設置している者は、
当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の
三の三十一第一項の規定による認可を受けた場
合であつて、当該認可を受けた延長する期間が
十年を超える場合には、設置法附則第一条第四
号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を
経過する日までに新規制法第四十三条の三の二
十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新
実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二
三十号まで若しくは同条第三項第七号から第二
十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第
二十五条第二項に規定する核

第十七号から第二十三号まで若しくは同条第三項
の規定による保安規定の変更の認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年三月二十八日までは適用しない。この
場合において、核物質防護規定認可者は、平成
二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法
第四十三条の三の二十七第一項に規定する核

質防護規定の変更の認可（新研開炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第八号又は新研開炉規則第九十一条第一項第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の处分のあった日までの間は、新実用炉規則第九十一条第一項第八号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行前に原子力保安省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相違の規定によつてしたものとみなす。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則について、なお従前の例による。

附 则 (平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号) 抄

(施行期日)

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

第十八条 第十条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第六十七条第一項及び第七項（同項の表第十一号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の規定の適用に

用については、施行日以後初めて第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

第十五条 第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第十一号に係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十六条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法

第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかるらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

附 则 (平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 则 (平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 则 (平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

第十四条 第十条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「経過措置」）

この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年八月一〇日原子力規制委員会規則第八号)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この規則の施行前に施設に着手した工事であつて、この規則の施行により新たに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらに該当するものを行つてゐる者は、この規則の施行において引き続きその工事を行うことができる。

第三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又是届出書に記載すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）別表第一の規定の例によることができる。

第四条 次に掲げる工事の計画であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合していると認められたもの（新実用炉規則別表第二の規定の例によるものを除く。）については、この規則の施行後、遅滞なく、新実用炉規則別表第二の規定の例により、新実用炉規則第九条第一項第二号又は第十二条第一項第二号に掲げる工事計画に関する書類を作成し、及び必要な書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第五条 この規則の施行前に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定による認可を受けた工事の計画

は、当該短縮又は延長後の期間）を経過した工事の計画

附 則 (平成二八年九月二一日原子力規制委員会規則第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらに該当するものを行つてゐる者は、この規則の施行後において引き続きその工事を行うことができる。

第三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又是届出書に記載すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十九条第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第九十七条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに、新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十六条第一項第四号又は新研開炉規則第九十七条第一項第四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに申請しなければならない。

第四条 前項の規定により新再処理規則第十九条第一項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十七条第一項第四号に掲げる事項に係るものについては、当該申請に係る認可を受けた核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十七条第二項第五号への規定にかかるずなお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十五号ハ、同項第二十号本、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号ハ、新実用炉規則第九十七条第二項第十四号ロ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号又は新研開炉規則第八十六条第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」という。）第十六条の三第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一条第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十一条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

4 第一項の規定により新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十六条第一項第四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一条第二項第二項第五号イの規定にかかるらず、なお従前の例によることの規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二日原子力規制委員会規則第一四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年九月二八日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「経過措置」）

の規定による認可を受けている者に対するこの規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第八十四条の二並びに第九十二条第一項第二十一号の二及び同条第三項第十八号の二に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の規定の適用については、平成三十一年十二月三十日まで（この規則の施行の際現に原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請している者で平成三十年十二月三十一日までに当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分を受けていないものにあつては、当該処分がされる日まで）の間は、なお従前の例による。ただし、この間に行わる法第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十一号の二又は同条第三項第十八号の二に掲げる事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

附 則（平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則（別表第三に係る改正規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつしたものとみなす。

附 則（平成二九年八月七日原子力規制委員会規則第一一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二八日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「経過措置」）

の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号） (施行期日)	附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
附 則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号） (施行期日)	附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号） (施行期日)	附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号） (施行期日)	附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年四月二日原子力規制委員会規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二日原子力規制委員会規則第五号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二日原子力規制委員会規則第五号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年九月十四日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）
第三条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るもの）を除く。（以下同じ。）（旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査（以下「施設定期検査」という。）を受けたこと

基 庫 原 電	(一) 事 の 变 二 事 の 設 一	工 更	工 置	類 の 工 種	別 表 第 一 (第八条、第十一 条、第十七 条関係)	規 则 で 定 め る 軽 微 な 変 更	法 律 第 四 十 三 条 の 三 の 三十二 第 二 項 の 認 可 を 受 けた 発電用原子炉についての新実用炉規則第百十三 条第一項第五号ロ(新実用炉規則第百十三 条の二第一項において準用する場合を含む。) に規定する特別点検(初回のものに限る。)の 方法及びその結果については、この規則による 改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に關 する規則第百十三条第二項第一号に規定する申 請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉そ の他の設備の劣化の状況の把握のための点検の 方法及びその結果をもつて代えることができる。 (改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会 規則で定める軽微な変更)
数 の 子 用	(一) 發	事	設 置	の 認 可 を 要 す る も の	委 員 会 規 则 第 六 号)	この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する 政令の施行の日(令和五年十二月二十一日)か ら施行する。	第四条 改正法附則第六条第一項の原子力規制委 員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則 第一百十三条の五第一項各号に掲げる変更とす る。

法律第四十三条の三の三十二第一項の認可を受けた発電用原子炉についての新実用炉規則第百十三条第一項第五号口（新実用炉規則第百十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別点検（初回のものに限る。）の方法及びその結果については、この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十三条第二項第一号に規定する申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他設備の劣化の状況の把握のための点検の方法及びその結果をもって代えることができる。
（改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更）

**第四条 改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則第一百十三条の五第一項各号に掲げる変更とす
る。**

附 則（令和五年一二月四日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

(8) 原子炉圧力容器支持構造物に係るもの
 (9) 原子炉圧力容器付属構造物に係るもの
 (10) 原子炉圧力容器内部構造物(スパージヤ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。)に係るもの
 (11) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
 (12) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの
 2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもののが改造成であつて、次に掲げるもの
 (1) 炉型式、定格熱出力、過剩反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの
 (2) 炉心に係るもの
 (3) 燃料体
 (4) 反射材
 (5) 炉心支持
 (6) 構造物に係るもの
 (7) 原子炉容器本体(監視試験片を除く。)
 係るもの

に限る。)に係る
　(2) 炉心支持構
造物、原子炉圧力
容器本体(監視試
験片を除く)、原
子炉圧力容器支持
構造物、原子炉圧
力容器付属構造物
又は原子炉圧力容
器内部構造物(ス
ページヤ若しくは
内部配管又は中性
子束計測案内管に
限る。)に係るも
のの性能又は強度
に影響を及ぼすも
の
　3 加圧水型発電
用原子炉施設に係
るものの改修であ
つて、熱遮蔽材に
係るもの
　4 加圧水型発電
用原子炉施設に係
るものの修理であ
つて、熱遮蔽材に
係るもの
　(1) 原子炉容器
本体(監視試験片
を除く)、又は原
子炉容器付属構造
物に係るもの
　(2) 炉心支持構
造物、反射材、原
子炉容器本体(監
視試験片を除く)
、原子炉容器支持
構造物、原子炉容
器付属構造物又は
原子炉容器内部構
造物に係るもの
性能又は強度に影
響を及ぼすもの

施設貯及施取質料核2 設 蔵び設扱の物燃

(8) 原子炉容器 付属構造物に 係るもの	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係 るものの改造(中 欄に掲げるものを 除く。)であつて、次 に掲げるもの
(9) 原子炉容 器内部構造物に 係るもの	(1) 原子炉本体の基本設計 方針、適用基準 又は適用規格の 変更を伴うもの (11) 原子炉本体に係る工事 の方法の変更を 伴うもの
(10) 原子炉電用原子炉施設に係 るものの改 造であつて、次 に掲げるもの (1) 燃料取扱 設備に係るもの (2) 新燃料貯 蔵設備(新燃料 貯蔵ラックに限 る。)に係るもの (3) 使用済燃 料貯蔵設備(制 御棒貯蔵ラック、 制御棒貯蔵ハン ガ及び使用済燃 料貯蔵用容器の 密封性を監視す る装置を除く。) に係るもの (4) 使用済燃 料貯蔵槽冷却淨 化設備に係るも の (5) 核燃料物 質の取扱施設及 び貯蔵施設の基 本設計方針、適 用基準又は適用 規格の変更を伴 うもの (6) 核燃料物 質の取扱施設及 び貯蔵施設に係 るもの	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係 るものの改造(中 欄に掲げるものを 除く。)であつて、次 に掲げるもの 新燃料貯蔵設備 (仮貯蔵庫を除く 。)又は使用済燃 料貯蔵設備に係 るもの 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係 るものの修理で あつて、燃料取扱設 備(新燃料貯蔵設 備(新燃料貯蔵ラ ックに限る。)、使 用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料貯 蔵ラック又は使用 済燃料貯蔵槽、使 用済燃料運搬用容 器ピット、使用済 燃料貯蔵ラック、 破損燃料貯蔵ラ ック又は使用済 燃料貯蔵槽に係 るもの)の性能又は強 度に影響を及ぼす もの 3 加圧水型発電 用原子炉施設に係 るもの

電用原子炉施設に係る工事の方針の変更を伴うものに係るもの改変を伴うものに係るものに掲げるもの

(1) 燃料取扱設備(使用済燃料を取り扱うものに限る。)に係るもの

(2) 新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵ラックに限る。)に係るもの

(3) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置を除く。)に係るもの

(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却淨化設備に係るもの

(5) 燃料取替用水設備に係るもの

(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(7) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方針の変更を伴うもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設

2 加圧水型発電用原子炉施設

るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの

4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの の修理であつて、燃料取扱設備（使用済燃料を取り扱うものに限る。）、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）、使用済燃料貯蔵設備又は燃料取替用水設備に係るもの の性能又は強度に影響を及ぼすもの

設 統 却
施 系

(蒸気タービンに係るもの) 改造成を除く。)で あって、次に掲 げるもの	(1) 原子炉冷 却材の種類又は 純度の変更を伴 うもの
(2) 原子炉圧 力容器本体の入 口又は出口の原 子炉冷却材の圧 力又は温度の変 更を伴うもの	(2) 原子炉圧 力容器本体の炉 心の原子炉冷却 材の流量又は蒸 気の発生量の変 更を伴うもの
(3) 原子炉圧 力容器本体の炉 心の原子炉冷却 材の流量又は蒸 気の発生量の変 更を伴うもの	(4) 原子炉冷 却材再循環設備 に係るもの
(5) 原子炉冷 却材の循環設備 (原子炉冷却材圧 力パウンドリ又 は主蒸気系に係 るものに限る。) に係るもの	(5) 原子炉冷 却材再循環設備 に係るもの
(6) 残留熱除 去設備に係るも の	(6) 残留熱除 去設備に係るも の
(7) 非常用炉 心冷却設備その 他の原子炉注水設 備に係るもの	(7) 非常用炉 心冷却設備その 他の原子炉注水設 備に係るもの
(8) 原子炉冷 却材補給設備 (原子炉隔離時冷 却系に係るものに 限る。)に係るもの	(8) 原子炉冷 却材補給設備 (原子炉隔離時冷 却系に係るものに 限る。)に係るもの
(9) 原子炉補 機冷却設備(非 常用のものに限 る。)に係るもの	(9) 原子炉補 機冷却設備(非 常用のものに限 る。)に係るもの

(10) 原子炉冷却材淨化設備に係るもの
(11) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
(12) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法の変更を伴うもの
2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもののが改造(蒸気タービンに係るもののが改造を除く。)であつて、次に掲げるもの
(1) 一次冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの
(3) 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量の変更を伴うもの
(4) 加圧器の圧力の変更を伴うもの
(5) 一次冷却材の循環設備に係るもの
(6) 主蒸気・主給水設備に係るもの

(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものの限る。)に係るもののが取替え
(2) 原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。)、
残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却材補給設備(原子炉隔離時冷却系に係るものに限る)、原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る)。又は原子炉冷却材淨化設備に係るもの、原子炉設施に係るものの中の改造(蒸気タービンに係るもの)の改造及び中欄に掲げるものを除く。)である。原子炉補機冷却設備(主要弁を除く)又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの。
4 加圧水型発電用原子炉設施に係るもの修理(蒸気タービンに係るもの)の修理を除く

(7) 余熱除去
設備に係るもの。
(8) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係るもの。
(9) 化学体積制御設備に係るもの。
(10) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの。
(11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの。
(12) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの。
3 蒸気タービンに係るもの。の改造であつて、次に掲げるもの。
(1) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであるためのものに、事故等に対処するためのものに、設備その他重大事故等に対処するためのものに、設備その他の原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大多事故等に対処

。) であつて、次に掲げるもの

(1) 一次冷却材の循環設備、余熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る)、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る)。

又は化学体積制御設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る)。

(2) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備、その他原子炉注水設備、化学体積制御設備又は原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る)に係るものに性能又は強度に影響を及ぼすもの

5 蒸気タービンの設置

6 蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるもの

(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの

(2) 回転速度の変更又は五バーセント以上の定格出力の変更を伴うも

御測

するためのものに限る。)に係るもの	(3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの
(2) 主配管(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他の重大事故等に対処するためのものに限る。)に係るもの	(4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
1 電用原子炉施設の改用によるものに限る。)	(3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの
2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	(4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
3 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの	(3) 蒸気タービンの取替え
4 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの(溶接補修を除く)。
5 蒸気タービンに係る工事の方法の変更を伴うもの	(2) 給水ポンプ(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。)に係るもの
6 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(3) 蒸気タービンの取替え
7 蒸気タービンの取替え	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの(溶接補修を除く)。
8 蒸気タービンの取替え	(2) 給水ポンプ(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。)に係るもの
9 計測制御装置を除く。)に係るもの	(3) 蒸気タービンの取替え

系 統	造(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の改造を除く。)に係るもの
(1) 制御方式	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備(ポンプを除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(3) 計測制御装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(4) 計測装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(5) 計測装置(非常用注入設備に係るもの)	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(7) 工学的安全施設その他の重大事故等に発生時に自動的に作動させる設備(以下この表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。)の起動信号の変更を伴うもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの

方針、適用基準	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
1 電用原子炉施設に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
3 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの

又は適用規格の変更を伴うもの	く。)であつて、次に掲げるもの
(1) 制御方式	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備(ポンプを除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(3) 計測制御装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(4) 計測装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの

方針、適用基準	く。)であつて、次に掲げるもの
1 常停止信号の変更を伴うもの	(1) 制御方式(非常用注入設備に係るもの)
2 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの	(2) 制御材、ほう酸注入設備(原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの)
3 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの	(3) 計測制御装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの
4 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの	(4) 計測装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの

く。)であつて、次に掲げるもの	(8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの
(1) 制御方式	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備(ポンプを除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(3) 計測制御装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(4) 計測装置(発電用原子炉の運転を除く。)に係るもの	炉の運転を管理するための制御装置に係るもの(改修及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの

線放6

設棄の棄性放5

管射

施廢物廢射

1 電用原子炉施設によるもの改造成するものに係るもの改	(4) 緊急時制御機能の変更を伴うもの	(5) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法の変更を伴うもの
1 沸騰水型発電	(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備(気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。)若しくは排氣筒に係るもの)	改造であつて、次に掲げるものの(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備(気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。)若しくは排氣筒に係るもの)
1 電用原子炉施設によるもの改造成するものに係るもの改	(2) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、気體、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備(ポンプを除く。

設理施

1 改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、気體、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備(ポンプを除く。	1 改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、気體、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備(ポンプを除く。
2 沸騰水型発電	(3) 換気設備
2 沸騰水型発電	(4) 生体遮蔽

設納炉原7

施格子

1 電用原子炉施設によるもの改造成するものに係るもの改	(2) エリアモニタリング設備
1 沸騰水型発電	(3) 壓力低減装置
2 加圧水型発電	(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
2 加圧水型発電	(5) 放射線管
3 加圧水型発電	(6) 放射線管
3 加圧水型発電	(6) 放射線管
4 の加圧水型発電	(6) 放射線管
4 の加圧水型発電	(6) 放射線管

他そ8

発の

1 電用原子炉施設によるもの改造成するものに係るもの改	(2) 二次格納容器に係るもの
1 沸騰水型発電	(1) 原子炉格納容器に係るもの改造成するものに係るもの改
2 加圧水型発電	(1) 原子炉格納容器に係るもの改造成するものに係るもの改
2 加圧水型発電	(2) 二次格納容器に係るもの
3 加圧水型発電	(2) 二次格納容器に係るもの
3 加圧水型発電	(3) 圧力低減装置
4 の加圧水型発電	(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
4 の加圧水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
2 沸騰水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
2 沸騰水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
3 加圧水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
3 加圧水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
4 の加圧水型発電	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの

電原子子用施設附属の常電設備

(1) 改造であつて、次に掲げるもの	
(1) 常用電源設備との切換方	
(2) ガスター・ビン(ガスター・ビンに附属する)	
(2) ガスター・ビン(ガスター・ビンに附属する)	
(2) 修理であつて、ガスター・ビン(ガスター・ビンに附属する)	

(2) 備源用電設常	
(10) 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	(1) 電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
1 発電機の設置	2 発電機の改
2 電圧十七万ボルト以上であつて、次に掲げるものの電圧又は容量の変更を伴うもの	1 電圧十七万ボルト以上であつて、燃機関(機関若しくは過給機、調速装置若しくは非常調速装置、内燃機関に附属する冷却却水設備、内燃機関に附屬する空気圧縮機に限る)に係るもの
3 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの	2 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの
4 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの	3 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの
5 送電線引出	4 送電線引出
6 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造	5 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造
7 遮断機であるためのうち、二十分以上の遮断機である	6 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)(需
8 改造であつて、次に掲げるもの	7 遮断機であるためのうち、二十分以上の遮断機である
9 その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの	8 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)(需
(6) 発電機(発電機又は励磁装置に限る)に係るもの	9 その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの

装置に限る。)に
係るもの

(7) 冷却設備に係るもの

及ぼすもの

5 送電線引出

6 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)(需

する電気事業をいう。)の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの設置

7 遮断機であるためのうち、二十分以上の遮断機である

8 改造であつて、次に掲げるもの

(1) 電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの	(2) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの
(2) 電圧十七万ボルト以上であつて、次に掲げるものの電圧又は容量の変更を伴うもの	(1) 電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの
3 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの	2 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの
4 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの	3 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの
5 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造	4 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造

(1) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの	(2) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの
(2) 電圧十七万ボルト以上であつて、次に掲げるものの電圧又は容量の変更を伴うもの	(1) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの
3 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの	2 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの
4 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの	3 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの
5 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造	4 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造

(3) ラボ補助イ	
(1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(1) 改造であつて、次に掲げるものの電気的接続のための遮断器及び真空遮断器にあつて、遮断機にあつて、周波数の変更を伴うもの
(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(2) 容量十万キロボルトアンペア以上に付加するもの
(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの	(3) 容量十万キロボルトアンペア以上に付加するもの
(4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガス)を除く。)	(4) 容量十万キロボルト以上であつて、電圧十七万ボルト以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
(5) 補助ボイラ(に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの)	(5) 容量十万キロボルト以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
(6) 補助ボイラ(に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの)	(6) 容量十万キロボルト以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(1) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの	(2) その他の電源装置(非常用電源装置又はその他の電源装置に限る)に係るもの
(2) 電圧十七万ボルト以上であつて、次に掲げるものの電気的接続のための遮断器及び真空遮断器にあつて、遮断機にあつて、周波数の変更を伴うもの	(1) 改造であつて、次に掲げるものの電気的接続のための遮断器及び真空遮断器にあつて、遮断機にあつて、周波数の変更を伴うもの
3 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの	2 電圧三十分の周波数の変更を伴うもの
4 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの	3 電圧三十万ボルト以上かつかつて、周波数の変更を伴うもの
5 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造	4 送電線引出の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造

及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面。取水口及び放水口に関する説明書、設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数用温度、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏れ率、効率、吹出量、落下速度、駆動速度、回転速度及び挿入時間、減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書、環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るもの）の構造図及び取付箇所を明示した図面。クラス1機器（技術基準規則第二条第二

項目第三十三号に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。)。

安全設備(技術基準規則第十二条第二項第一号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第十四条に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件下における健全性に関する説明書(発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)。

明書(発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書)。

書(発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊による損傷防護に関する説明書)。

体炉原子

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成
2 炉心に係る次の事項
(1) 炉心形状
格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径
(2) 燃料体量
高燃焼度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量
(3) 燃料材の最高温度

面	監視試験片の 取付箇所を明 示した図面	原子炉（圧 力）容器の脆 性破壊防止に 関する説明書	所を明示した 図面	安全避難通路 に関する説明 書及び安全避 難通路を明示 した図面	通信連絡設備 に関する説明 書及び取付箇 所を明示した 図面
面	構造図	燃料体の耐熱 性、耐放射線 性、耐食性そ の他の性能に 基礎に関する 説明書及びそ の基礎の状況 を明示した図 面	耐震性に関す る説明書	強度に関する 説明書	面

(4) 热的制限 値(最小限界出 力比及び最大線 出力密度)	3 燃料体の名 称、種類、主要 寸法及び材料 (初装荷及び取替 えの別に記載す ること。)
(5) チャンネル ボックスの主要 寸法及び材料	4 チャンネル ボックスの主要 寸法及び材料
成形、種類及び組 成物に係る次の 事項	5 反射材の名 称、種類及び組 成物に係る次の 事項
(1) 炉心シユ ラウド及びシユ ラウドサポーレ の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数	(1) 炉心シユ ラウド及びシユ ラウドサポーレ の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 最高寸法、材料 及び個数
(2) 上部格子 板の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数	(2) 上部格子 板の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 最高寸法、材料 及び個数
(3) 炉心支持 板の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数	(3) 炉心支持 板の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数
(4) 燃料支持 金具の名称、種 類、最高使用压 力、最高使用温 度、主要寸法、 材料及び個数	(4) 燃料支持 金具の名称、種 類、最高使用压 力、最高使用温 度、主要寸法、 材料及び個数
(5) 制御棒系 内管の名称、種 類	(5) 制御棒系 内管の名称、種 類

7 原子炉圧力、最高使用度、主要寸法、温压	容器に係る次の事項	材料及び個数
(1) 原子炉本体の名称、種類、最高寸法及び個数	力容器本体の名称、種類、最高寸法及び個数	力容器本体の名称、種類、最高寸法及び個数
原子炉圧力、最高使用度、主要寸法、温压	原子炉圧力、最高使用度、主要寸法、温压	原子炉圧力、最高使用度、主要寸法、温压

測定ハウジングの中性子束計	高使用温度、主材料及び要寸法	機構ハウジングの名称、種類、最高寸法、材料及び個数
(2) 原子炉圧力容器支持構造物	機構ハウジングの名称、種類、最高寸法、材料及び個数	機構ハウジングの名称、種類、最高寸法、材料及び個数
支持構造物に係る次の事項	支持構造物に係る次の事項	支持構造物に係る次の事項

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、寸法、材料、個数及び取付箇所	制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項	力容器内部構造物に係る次の事項	力容器内部構造物に係る次の事項
蒸気乾燥器ニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	蒸気乾燥器ニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	蒸気乾燥器ニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

原子炉水型発電用炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成
(1) 炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	(1) 炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	(1) 炉心形状、燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成
(2) 燃料体最大燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	(2) 燃料体最大燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成	(2) 燃料体最大燃焼度(初装荷及び取替えの炉心有効高さ及び炉心等価直径)並びに種類及び組成

3	燃料体の名 称、種類、主要 寸法及び材料 (初装荷及び取替 えの別に記載す ること。)
4	反射材の名 称、種類、組成、 主要寸法、材料 及び個数
5	炉心支持構 造物に係る次の 事項
(1)	炉心槽の 名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数
(2)	上部炉心 支持板の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
(3)	上部炉心 板の名称、種類、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数
(4)	上部炉心 支持柱の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
(5)	下部炉心 支持板の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
(6)	下部炉心 板の名称、種類、

(7) 下部炉心 支持柱の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
6 热遮蔽材の 名称、種類、主 要寸法、材料及 び個数
7 原子炉容器 に係る次の事項 (1) 原子炉容 器本体の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数並 びに監視試験片 の種類、初装荷 個数及び取付箇 所 (2) 原子炉容 器支持構造物に 係る次の事項 イ 支持構造物 の名称、種類、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数 ロ 基礎ボルト の名称、種類、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数 (3) 原子炉容 器付属構造物に 係る次の事項 イ 原子炉容器 蓋管台の名称、 種類、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数

核燃料の取扱施設及び貯蔵施設

事項	寸法、冷却方法 及び材料
(1) 設備に係る次の事項	新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項	使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(1) 使用済燃 料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(2) 使用済燃料運搬用容器ビットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	使用済燃料運搬用容器ビットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称	制御棒貯蔵ハンガの名称

明書
使用済燃料貯
蔵用容器の密
封性を監視す
る装置の構成
に関する説明
書、検出器の
示した図面並
びに計測範
囲に警報動作
範囲に関する説
明書
燃料取扱設備
、新燃料貯蔵
設備及び使用
済燃料貯蔵設
備の核燃料物
質が臨界に達
しないことと
に関する説明書
燃料体等又は
重量物の落下
による使用済
燃料貯蔵槽内
の燃料体等の
破損の防止及
び使用済燃料運
搬用容器、使
用済燃料貯
蔵槽の機能
喪失の防止に
関する説明書
使用済燃料貯
蔵槽の水深の
遮蔽能力に關
する説明書
使用済燃料運
搬用容器の放

種類、容量、主 要寸法、材料及 び個数	射線遮蔽材及 び使用済燃料
(7) 使用済燃 料貯蔵用容器の 名称、種類、容 量、最高使用圧 力、最高使用溫 度、主要寸法、 材料及び個数並 びに放射線遮蔽 材の種類、主要 寸法、冷却方法 及び材料	貯蔵用容器の 放射線の遮 蔽及び熱除去 についての計 算書
(8) 使用済燃 料貯蔵槽の温度、 水位及び漏えい を監視する装置 の名称、種類、 計測範囲、取付 箇所及び個数	兼用キヤスク にあつては、 放射線遮蔽材 の外運搬規則第 二十二条第二 項の規定によ る容器の設計 に關する原子 力規制委員会 の承認を受け たことに関する 説明書
(9) 使用済燃 料貯蔵用容器の 密封性を監視す る装置の名称、 種類、計測範囲、 取付箇所及び個 数	射線遮蔽材及 び使用済燃料
4 使用済燃料 貯蔵槽冷却淨化 設備に係る次の 事項	射線遮蔽材及 び使用済燃料
(1) 热交換器 の名称、種類、 容量、最高使用 圧力(管側及び 胴側の別に記載 すること)、最 高使用溫度(管 側及び胴側の別 に記載すること 。伝熱面積、材 料、主要寸法、 個数及び取付箇 所(常設及び可 搬型の別に記載 すること。)	射線遮蔽材及 び使用済燃料

(2) ポンプの
名称、種類、容
量、揚程又は吐
出圧力、最高使
用圧力、最高使
用温度、主要使
用法、材料、個数
及び取付箇所並
びに原動機の種
類、出力、個数
(常設及び可搬型
の別に記載する
こと。)

(3) 容器の名
称、種類、容量、
最高使用圧力、
最高使用温度、
主要寸法、材料、
個数及び取付箇
所(常設及び可
搬型の別に記載
すること。)

(4) 貯蔵槽の
名称、種類、容
量、主要寸法、
材料及び個数

(5) スキマサ
ージ槽の名称、
種類、容量、主
要寸法、材料及
び個数

(6) ロ過装置
の名称、種類、容
量、最高使用
圧力、最高使用
温度、主要寸法、
材料、個数及び
取付箇所(常設
及び可搬型の別
に記載すること。)

(7) 主要弁の
名称、種類、最
高使用圧力、最
高使用温度、主
要寸法、材料、

駆動方法、個数	及び取付箇所
(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(常設及び可搬型(スプレイヘッダを含む)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)
5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方	6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	1 燃料取扱設備に係る次の事項
(2) 原子炉キヤビティ及び燃料取替キヤナルの名称、種類、主要寸法及び材	

(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容積、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料
2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項
(1) 新燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項
(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、要寸法、最高使用度、主要寸法、冷却方法、温圧容及び個数	主寸法、材料及び個数	主寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽	主寸法、冷却方法、温圧容及び個数並びに放射線遮蔽	主寸法、冷却方法、温圧容及び個数並びに放射線遮蔽

(3) 容器の名稱、種類、容量、最高使用度、主要寸法、冷却方法、温圧容及び個数	出力、最高使	出力、最高使	出力、最高使	出力、最高使

設 系 冷 原 炉 却 管 配 主

(1) ポンプの名称、種類、容	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び

(2) 主配管の名称、種類、容	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び

(1) ポンプの名称、種類、容	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び

(2) 主配管の名称、種類、容	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び	外径、厚さ及び

(1) 热交換器の名称、種類、材 料の循環設備に係る次の事項	4 原子炉冷却材の循環設備に すること。）、最高使用容 量、最高使用圧力（管側及 び胴側の別に記載すること。 （2）熱交換器の名称、種類、 材料及び個数
（3）容器の名称、種類、容 量、揚程又は吐出力、主要寸 法及び個数	（3）容器の名称、種類、容 量、揚程又は吐出力、主要寸 法及び個数

書に関する説明
蒸気タービンの制御方法に
関する説明書
の振動管理に
関する説明書
蒸気タービンの冷却水の種
類及び冷却水として海水を
使用しない場合
合は、可能取
水を記載し
た書類
がし弁の吹出
安全弁及び逃
量計算書（バ
ネ式のものに
限る。）

（4）ろ過装置の名称、種類、容 量、最高使用圧力、最高使用 温度、主要寸法及び個数	（4）ろ過装置の名称、種類、容 量、最高使用圧力、最高使用 温度、主要寸法及び個数
（5）主蒸気流量制限器（改良 型沸騰水型発電用原子炉施設に 係るもの）の名称、種類、材 料及び個数	（5）主蒸気流量制限器（改良 型沸騰水型発電用原子炉施設に 係るもの）の名称、種類、材 料及び個数

（6）安全弁及び取付箇所（常設 及び可搬型の別に記載すること。 （7）主要弁の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）	（6）安全弁及び取付箇所（常設 及び可搬型の別に記載すること。 （7）主要弁の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）
（8）主配管の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）	（8）主配管の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）

（9）送風機の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）	（9）送風機の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）
（10）排風機の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）	（10）排風機の名称、種類、吹出 量、主要寸法、材料及び取付箇 所（常設及び可搬型の別に記載 すること。）

(1) ポンプの 名称、種類、容 量、揚程又は吐 出力、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、出力、個 数及び可搬型の 別に記載すること。	(2) 容器の名 称、種類、容 量、最高使用 圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、出力、個 数及び可搬型の 別に記載すること。	(3) 貯蔵槽の 名称、種類、容 量、主要寸法、 材料及び個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。
(4) ロ過装置 の名称、種類、容 量、最高使用 圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。	(5) 安全弁の 名称、種類、吹 出量、主要寸法、 材料及び個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。	(6) 非常用炉心 の種類、出力、 個数及び取付箇 所（常設及び可 搬型の別に記載 すること）。

(1) 主配管の 名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料、個 数及び取付箇所 並びに記載する こと。	(2) 原子炉冷却 材補給設備に 係る所を付記す る場合は、可搬 型の場合は、可 搬型の個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること）。	(3) 貯蔵槽の 名称、種類、容 量、主要寸法、 材料及び個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。
(4) 主要弁の 名称、種類、容 量、主要寸法、 材料及び個数 及び取付箇所 並びに記載する こと。	(5) 常設及び可 搬型の別に記載 すること。	(6) 常設及び可 搬型の別に記載 すること。

(1) 冷却塔又 は冷却池の種類、 冷却設備に係る 所を付記するこ と。	(2) 冷却塔又 は冷却池の種類、 冷却設備に係る 所を付記するこ と。	(3) ポンプの 名称、種類、容 量、揚程又は吐 出力、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。
(4) 主配管の 名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料、個 数及び取付箇所 並びに記載する こと。	(5) 主配管の 名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料、個 数及び取付箇所 並びに記載する こと。	(6) 常設及び可 搬型の別に記載 すること。

(1) 热交換器 の名称、種類、容 量、最高使用 圧力（管側及 び側の別に記載 すること）。	(2) 热交換器 の名称、種類、容 量、最高使用 圧力（管側及 び側の別に記載 すること）。	(3) ポンプの 名称、種類、容 量、揚程又は吐 出力、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、個数 及び取付箇所 並びに原動機の 種類、吹出量、 主要寸法、材料 及び取付箇所 並びに記載する こと。
(4) 壁側の 最高使用温 度及び胸側の 最高使用温 度（管側及 び側の別に記載 すること）。	(5) 壁側の 最高使用温 度及び胸側の 最高使用温 度（管側及 び側の別に記載 すること）。	(6) 壁側の 最高使用温 度及び胸側の 最高使用温 度（管側及 び側の別に記載 すること）。

(8) 主要弁の 名称、種類、吹出 高使用温度、主 要寸法、材料、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載すること。)	圧力、吹出量、 主要寸法、材料、 駆動方法、個数 及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載すること。)
---	---

(1) 热交換器 の名称、種類、 容量、最高使用 温度、外径、厚 さ及び材料 の別に記載すること。)	(1) 原子炉冷却 材净化設備に係 る次の事項 するること。)
---	--

(6) 主配管の 名称、最高使用 圧力、最外径、 厚度、外径、厚 さ及び材料 の別に記載すること。	(6) 主配管の 名称、最高使用 圧力、最外径、 厚度、外径、厚 さ及び材料 の別に記載すること。
--	---

(7) ポンプの 名称、種類、容 量、揚程又は吐 出圧力、最高使 用温度、主要寸 法及び個数 の別に記載すること。	(7) ポンプの 名称、種類、容 量、揚程又は吐 出圧力、最高使 用温度、主要寸 法及び個数 の別に記載すること。
---	---

(5) 安全弁及び逃がし弁の名稱、種類、吹出量、吹出圧力及び吹出温度、主使用圧度、主使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所の別に記載すること。	(6) 主要弁の名称、種類、最重量を付記する。主蒸気逃がし弁においては、吹出圧力及び吹出温度、主使用圧度、主使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所及び吹出場所の別に記載すること。
--	--

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標准温度、設計外気温度、主使用圧度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに記載すること。	(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力、(管側及び胴側の別に記載すること)、最高温度、(管側及び胴側の別に記載すること)、最高温度、(常設及び可搬型の別に記載すること)、最高温度、(常設及び可搬型の別に記載すること)。	(3) 泵の名称、種類、容量、最高使用圧力、(管側及び胴側の別に記載すること)、最高温度、(常設及び可搬型の別に記載すること)。
--	--	--

(4) 圧縮機の名称、種類、容重量、吐出圧力、主要寸法、材料及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数の別に記載すること。	(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出量、吹出圧力、主使用圧度、主使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに記載すること。
---	--

(6) 主要弁の名称、種類、容量、最高使用圧度、主使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに記載すること。	(7) 主配管の名称、種類、容量、最高使用圧度、主使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所の別に記載すること。
---	---

搬型の別に記載すること。)	(3) 貯藏槽 (格納容器再循環サンプを含む。)
の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

所を付記すること。	8 化学体積制御設備に係る次の事項
(1) 热交換器 側及び胴側の別に記載すること。)、最	高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、最

高使用圧力、主最	要寸法、材料及び取付箇所
(7) 主配管の	名称、最高使用圧力、外径、厚さ及び材料
冷却設備に係る次の事項	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標

びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所の別に記載すること。)	(4) 圧縮機の
(常設及び可搬型の別に記載すること。)	名称、種類、容量、吐出圧力、個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 容器の名稱、種類、容量、最大使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 容器の名稱、種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(6) ロ過装置 の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(6) ロ過装置 の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(7) 安全弁及	(7) 安全弁及

（常設及び可搬型の別に記載すること。）	駆動方法、個数及び取付箇所
（9）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、可搬型の個数及び取付箇所を付記すること。）	（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（1）種類、定格出力、気筒数	方針、適用基準及び適用規格
（2）車室、円板、隔壁、噴口	蒸気タービンを除く。に係る工事の方法

（1）蒸気タービン本体に係る次の事項

（2）熱交換器（湿分離器を含む。）に係る次の事項

（1）種類、容量及び個数	冷却水ポンプの種類、容量及び個数
（2）熱交換器（湿分離器を含む。）に係る次の事項	蒸気タービン本体に係る次の事項

（1）冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数

（2）主蒸気止め弁の入口の圧力及び蒸気量、主蒸気止め弁の回転速度並びに被動機一体の危険速度

（1）主配管の高使用圧力、高使用温度、外径、最重量及び可搬型の別に記載すること。	（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（2）主蒸気止め弁の入口の圧力及び蒸気量、主蒸気止め弁の回転速度並びに被動機一体の危険速度	（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（1）冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数

（2）主蒸気止め弁の入口の圧力及び蒸気量、主蒸気止め弁の回転速度並びに被動機一体の危険速度

施設系統計測

に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものがある場合は、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数を付記すること。
ドレンタンクの最高使用圧力、安全弁及び逃がし弁の種類、最高使用温度、主要寸法及び材料の表における記載すること。

（2）発電用原水位の制御方式及び安全保護系等の表において「安全保護系等」という。)の制御に停止するための回路(以下この表における記載すること)。
--

(3) 安全弁及び逃がし弁の名稱、種類、吹出量、吹出圧力、吹出方法、材料、主要寸法、個数及び可搬型の別に記載すること。	(3) 安全弁及び逃がし弁の名稱、種類、吹出量、吹出圧力、吹出方法、材料、主要寸法、個数及び可搬型の別に記載すること。
(1) 起動領域計測装置による次の事項 警報装置を有する場合、その動作範囲を付記すること。	(1) 起動領域計測装置による次の事項 警報装置を有する場合、その動作範囲を付記すること。

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、外径、厚度及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、外径、厚度及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、主尺寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、主尺寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 非常用冷却設備の別に記載すること。	(5) 非常用冷却設備の別に記載すること。
(1) 計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(1) 計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(10) 原子炉格納容器本体への計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(10) 原子炉格納容器本体への計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(11) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の位置を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(11) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の位置を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所の常設及び可搬型の別に記載するること。	停止信号を発信させない条件	停止信号を発信させない条件
---	---------------	---------------

(4) 主弁の名称、種類、最高峰使用圧力、最高使用温度、主驱动方法、材料、最高峰寸法、常設及び可搬型の別に記載すること。	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること)。	機型の別に記載すること。
--	---	--------------

10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計記載すること。	電圧、主要寸法、容量、主要寸法及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
--	--

4 記載するほど酸注設入機能を有する設入	(2) ほう酸の種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数(3) バーナブルボイズンの名前、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数(4) 制御棒の冷却材の温度の制御を含む。)、一次冷却材のう素濃度の制御方法、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系の制御方法
----------------------	---

(1) ポンプの名称、種類、容積又は注入速度	揚程又は吐出圧力、最高使用度、主要寸法、温压	備に係る次の事項
(2) 容器の名称、種類、容量	原動機の種類、個数及び取付箇所並びに記載すること。	材料、個数及び取付箇所並びに記載すること。

(1) 事項	主配管の最高使用度、外径、厚さ及び可搬型の場合は、可搬型の場合は、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、常設及び可搬型の別に記載すること。	高使用圧力、要寸法、材料及び驱动方法、個数
(2) 材料及び取付箇所並びに記載すること。	温度、外径、厚さ及び可搬型の場合は、可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、常設及び可搬型の別に記載すること。	常設及び可搬型の別に記載すること。

(1) 原子炉容積、熱交換器の種類、個数及び取付箇所並びに記載すること。	原子炉容積、熱交換器の種類、個数及び取付箇所並びに記載すること。	(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)
(2) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び取付箇所並びに記載すること。	検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所並びに記載すること。	(1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び取付箇所並びに記載すること。

(1) 原子炉格納器本体内外の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所並びに記載すること。	(5) 原子炉格納器本体内外の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所並びに記載すること。
(2) 原子炉冷却設備に係る容器内の圧力を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所並びに記載すること。	(6) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備及び貯蔵槽内の水位を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所並びに記載すること。

(9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名稱、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(10) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、(常設及び可搬型の別に記載すること。)
種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	の別に記載すること。

(14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口を計測する装置の温度又は出口の温度を計測すること。
種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	の別に記載すること。

(16) 二 次 格 納 施 設 内 の 水 素 气 を 計 測 す る 装 置 の 名 称 、 檢 出 器 の 種 類 、 計 測 範 囲 、 個 数 及 び 取 付 篓 所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	(1) 圧 縮 機 の 名 称 、 種 類 、 容 量 、 吐 出 壓 力 、 容 量 、 主 要 尺 法 、 個 数 及 び 取 付 篓 所 並 び に 原 動 機 の 種 類 、 出 力 、 個 数 及 び 取 付 篓 所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)
要子炉停止信号を発信させない条件	の個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

(4) 主要弁の名称、種類、最要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること)。
停止信号を発信させない条件	の個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

設施の廃棄性放

廃物廃射

止機能	御室外原子炉停
3 緊急時制御	室操作機能
4 発電用原子	炉の運転を管理するための制御
5 装置に係る工事	装置に係る工事
(1) 気体、液体又は固体廃棄物貯藏設備に係る工事の方法	次の事項
(2) 容器の名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏設備に係る工事の方法	（1）ポンプの名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏設備に係る工事の方法
(3) 容器の名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏槽の名称及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（2）ポンプの名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏設備に係る工事の方法
(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（3）ポンプの名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏槽の名称及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
(5) 主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（4）ポンプの名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏槽の名称及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
設外へへの漏えい能力及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（5）ろ過装置の名稱、種類、液体又は固体廃棄物貯藏槽の名称及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

（6）廃棄物の種類、容量、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（7）貯蔵槽の名稱、種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法
（8）ろ過装置の名稱、種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（9）主弁の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（10）主配管の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（11）送風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（12）排風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（13）ブロワの名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（14）自立型のものに限る。の図面と構造図及びその説明書並びに漏えい防止のための制御方法	（15）液体状の放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（16）放射性廃棄物の種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（17）放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

（18）ろ過装置の名稱、種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（19）主弁の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（20）主配管の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（21）送風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（22）排風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（23）ブロワの名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（24）自立型のものに限る。の図面と構造図及びその説明書並びに漏えい防止のための制御方法	（25）液体状の放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（26）放射性廃棄物の種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（27）放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

（28）ろ過装置の名稱、種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（29）主弁の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（30）主配管の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（31）送風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（32）排風機の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	（33）ブロワの名稱、種類、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（34）自立型のものに限る。の図面と構造図及びその説明書並びに漏えい防止のための制御方法	（35）液体状の放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
（36）放射性廃棄物の種類、冷却方法及び材料の種類、冷却材の種類及び冷却方法	（37）放射性廃棄物の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の中性廃棄物を内包するものに限る。の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

原動機の種類、出力及び個数	(14) 減容・固化設備に係る
焼却装置、圧縮装置、溶融装置、ラスト固化装置、セメント固化装置又はプラスチック固化装置	アスファルト固化装置に係る
主要機器のうち（1）から（16）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、主要寸法、材料及び個数	（1）から（16）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、寸法、材料及び個数並びに原動機の名称、寸法、材料及び個数
要機器の名称、寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、主要寸法、材料及び個数	（1）から（16）までに掲げるもの以外の主要機器の名称、寸法、材料及び個数並びに原動機の名称、寸法、材料及び個数

メートル以上の放射性廃棄物を内包するものに限る。）	放射性廃棄物状態の漏えいの防止するための施設、所並びに床面の塗装及び壁面の範囲及び材料
（2）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。	（2）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。
（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。	（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。
（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。	（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。
（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。	（1）原子炉格納容器本体の塗面及び床面の漏えいの施設外への放射性廃棄物の運搬は、容性廃棄物に棄てるための施設を設けること。

設理線放施管射

取付箇所及び個数	放射性廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
（2）エリヤモニタリング設備による工事の方法	沸騰水型発電用原子炉施設に係る工事の方法
（1）プロセスマニタリング設備による工事の方法	（1）放射線管理装置による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法	（1）放射線管理装置による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法	（1）放射線管理装置による工事の方法

ハラウラの放射性物質により汚染する理区域から環境に放出する排水中又は排气中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所の別を記載し、監視・記録の場所を付記する。（常設及び可搬型の監視・記録の場所）
（2）エリヤモニタリング設備による工事の方法
（1）プロセスマニタリング設備による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法

構造図書及び緊急時制御室の放射線の遮蔽に関する説明書	算書中央制御室及び緊急時制御室の居住性についての計
（2）エリヤモニタリング設備による工事の方法	（2）エリヤモニタリング設備による工事の方法
（1）プロセスマニタリング設備による工事の方法	（1）プロセスマニタリング設備による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法	（1）放射線管理装置による工事の方法
（1）放射線管理装置による工事の方法	（1）放射線管理装置による工事の方法

(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

二 使用済燃料貯蔵槽エリヤの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

三 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及

(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る)並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項

(1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加压を目的として設置するものに限る)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主張型の別に記載すること。

(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ(常設及び可搬型の別に記載すること)。

(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、

(4) 送風機の
名称、種類、容
量、主要寸法、
個数及び取付箇
所並びに原動機
の種類、出力、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。）並び
に設計上の空氣
の流入率

(5) 排風機の
名称、種類、容
量、主要寸法、
個数及び取付箇
所並びに原動機
の種類、出力、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。）並び
に設計上の空氣
の流入率

(6) フィルタ
ー（公衆の放射
線障害の防止及
び中央制御室の
従事者等の放射
線防護を目的と
して設置するも
のに限る）の名
称、種類、効率、
主要寸法、個数
及び取付箇所
(常設及び可搬型
の別に記載する
こと。)

さ及び材料（常
別に記載し、可
搬型の場合は、
個数及び取付箇
所を付記するこ
と。）

二次遮蔽、中央制御室、室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線防護を目的として從事者等の急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材及び放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び搬用容器の放射線遮蔽材及び要寸法、冷却却方法及び材料

度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。

ハ 蒸気発生器プローダウン水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ 復水器排ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ホ 一次冷却材抽出水中的放射

性物質濃度を計測する装置の名前、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること）[○]及び個数[○]、放射性物質により汚染するおそれがある管路区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること）[○]及び個数[○]、エリヤモニタリング設備に係る次の事項イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること）[○]及び個数[○]、緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること）[○]及び個数[○]、

ハ緊急時対策の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数。原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数。本使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数。へ放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、檢

出器の種類、計 測範囲、取付箇 所（常設及び可 搬型の別を記載 し、監視・記録す ること。）及び個 数	(3) 固定式周 辺モニタリング 設備の名称、檢 出器の種類、計 測範囲、取付箇 所（監視・記録 の場所を付記す ること。）及び個 数
(4) 移動式周 辺モニタリング 設備の名称、檢 出器の種類、計 測範囲、個数及 び取付箇所	2 換気設備 (中央制御室、緊 急時制御室及び 緊急時対策所に 設置するもの (非常用のものに 限る。)並びに放 射性物質により 汚染された空気 による放射線障 害を防止する目 的で給気又は排 気設備として設 置するもの。一 時的に設置する 可搬型のものを 除く。)に係る次 の事項

限る。)の名称、容量、種類、高使用圧力、要寸法、材料、搬型の別に記載すること。(2)主要弁所(常設及び取付箇所)に記載すること。(3)主配管の名称、種類、弁の名称、最高使用圧力、最適使用温度、材料、尺寸法、駆動方法、要寸法、及び取付箇所(常設及び可搬型)に記載すること。

(4)送風機の名称、種類、要寸法、並びに記載すること。

(5)空気の量、容積、並びに記載すること。

(6)原動機の取付箇所(常設及び可搬型)に記載すること。

施設の法要名も時線搬放射用材の種類を除く。)の流入率と並びに記載すること。

1(公衆の防護を目的とした設置する事)並びに記載すること。

2(従事者等の放射線障害の防護を目的とした設置する事)並びに記載すること。

3(線防護室遮蔽装置の種類、効率、個数)並びに記載すること。

4(主射出器の種類、効率、個数)並びに記載すること。

5(放射線管理の方法)並びに記載すること。

6(放射線監視・記録装置の種類、効率、個数)並びに記載すること。

方針、適用規格及び基準に係る工事の方法は、次の事項である。
 1 放射線管理用計測装置による次的事項(警報装置を有する場合)は、その動作範囲を付記すること。
 2 モニタリング設備(放射性物質濃度を計測する装置)により汚染する管の中又は排水管中又は環境中に放出する排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所)を付記すること。
 3 固定式モニタリング設備の名称、測定範囲、取付箇所(監視・記録の場所)を付記すること。
 4 移動式モニタリング設備の名称、測定範囲及び個数。

設 納 炉 原 施 格 子

おそれがある管理区域内の人との放射線防護を目的として線量率を計測すること。及び個数を付記す。

(3)固定式モニタリング設備の名称、測定範囲、取付箇所(監視・記録の場所)を付記すること。

(4)移動式モニタリング設備の名称、測定範囲及び個数。

(1)事項(1)容器の種類、本体の高さ、温度、圧力、並びに記載すること。

(2)事項(2)エリヤモニタリング設備の種類、計測範囲及び個数。

(3)事項(3)中央制御室の監視・記録する装置の種類、計測範囲及び個数。

(4)事項(4)原子炉の運転状況を記録する装置の種類、計測範囲及び個数。

構造説明書に開示する構造物を含め、耐震性に関する説明書(支)を記載すること。

持構造物を含めた図面及び設置に係る説明書を明示した図面及び設置に係る機器の配置を明示する。

個数 (ドライ エル及びサブレ ンションブール	最高使用温度、 主要寸法及び材 料を付記するこ と。	機器搬出 入口の名称、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	機器搬出 入口の名称、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	機器搬出 入口の名称、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	機器搬出 入口の名称、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数
（2） 原子炉建 造構造図	原子炉格納施 設の設計条件 に関する説明 書 (原子炉格 納容器本体の 脆性破壊防止 に併せて記載 すること。)	原子炉格納施 設の水素濃度 低減性能に関 する説明書及 びその基礎の 状況を明示し た図面	原子炉格納施 設の基礎に関 する説明書及 びその基礎の 状況を明示し た図面	原子炉格納施 設の水素濃度 低減性能に関 する説明書及 びその基礎の 状況を明示し た図面	原子炉格納施 設の水素濃度 低減性能に関 する説明書及 びその基礎の 状況を明示し た図面
（2） 機器搬出	（4） 原子炉格 納容器配管貫通 部及び電気配線 部の名称又は貫 通部番号、最 高使用圧力、最 高使用温度、構 成、主要寸法及 び材料	（1） 原子炉建 造構造図	（1） 原子炉建 造構造図	（1） 原子炉建 造構造図	（1） 原子炉建 造構造図
（2） 原子炉建 造構造図	（2） 原子炉建 造構造図	（2） 原子炉建 造構造図	（2） 原子炉建 造構造図	（2） 原子炉建 造構造図	（2） 原子炉建 造構造図
（4） 原子炉建 造構造図	（3） エアロツ クの名称、主要 寸法及び個数	（3） エアロツ クの名称、主要 寸法及び個数	（3） エアロツ クの名称、主要 寸法及び個数	（3） エアロツ クの名称、主要 寸法及び個数	（3） エアロツ クの名称、主要 寸法及び個数

事項	備その他の安全設備に係る次の事項
(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、設計、駆動方法、個数及び取付箇所	（1） 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、設計、駆動方法、個数及び取付箇所
(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	（2） ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料
(3) ダウンカラーマーの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	（3） ダウンカラーマーの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	（4） ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	（5） ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(6) 原子炉格納容器全般設備に係る次の事項	（6） 原子炉格納容器全般設備に係る次の事項

名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、ハーモンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、二、圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、本 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、

搬型の別に記載すること。
貯蔵槽の名稱、種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数を記載すること。
トロ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数を記載すること。
安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
主要弁の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ル送風機の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	主に原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所を付記すること。
こと。	こと。

ハポンプの名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	ハポンプの名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。
こと。	こと。

ト蒸発器の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	ト蒸発器の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。
こと。	こと。

ヲブロワの名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	ヲブロワの名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。
こと。	こと。

及び取付箇所の別に記載すること。	タ (公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。) の常設及び可搬型所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
度、及び外径、最高使用圧力、使用温度、主配管の寸法、材料、主要弁の名稱、及び取付箇所の別に記載すること。	タ フィルター (公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。) の常設及び可搬型所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

こと。	(9) 圧力逃がし装置に係る次の事項
及び取付箇所の別に記載すること。	イ 容器の名稱、種類、容量、主要寸法、最重量、主高使用圧力、最高使用温度、主要弁の名稱、及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

こと。	ヘ フィルター (公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。) の常設及び可搬型所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
及び取付箇所の別に記載すること。	ハ (公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。) の常設及び可搬型所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

貫通部の名称又は貫通部番号	2 次格納施設に係る次の事項
冷却池の冷却塔の種類又は冷却器の全設	(1) プレストコンクリート製格納容器の構成、主要寸法及び材料

○ 热交換器の
名称、種類、容
量、最高使用圧
力（管側及び胴
側の別に記載す
ること。）、最高
使用温度（管側
及び胴側の別に
記載すること。）、
伝熱面積、主要
寸法、材料、個
数及び取付箇所
(常設及び可搬型
の別に記載する
こと。)
ハ ボンブの名
称、種類、容量、
揚程又は吐出压
力、最高使用压
力、最高使用温
度、主要寸法、
材料、個数及び
取付箇所並びに
原動機の種類、
寸法、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること。
○ 圧縮機の名
称、種類、容量、
吐出圧力、主要
寸法、個数及び
取付箇所並びに
原動機の種類、
出力、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること。

に記載すること。
本 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
へ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、方法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

又主配管の名稱、最高使用圧力、最高使用溫度、外徑、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること）。

送風機の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

（2）アイスコンデンサ設備に係る次の事項

イ 上部、下部及びアイスコンデンサのコンバートメントの主要寸法及び材料

ロ 下部入口ドア、中間ダンキドア及び上部デッキドアの主要寸法及び材料

ハ アイスバスケットの種類、主要寸法、材料及び個数

寸法、材料、個数	主種類、容量、主要寸法及び個数	主種類、容量、主要寸法及び個数	主種類、容量、主要寸法及び個数	主種類、容量、主要寸法及び個数
伝熱面積、寸法	空気冷却ファンの名称、アンクーラーの名称	空気冷却ファンの名称、アンクーラーの名称	空気冷却ファンの名称、アンクーラーの名称	空気冷却ファンの名称、アンクーラーの名称
熱交換器の構造	ドレン管の寸法、材料及び個数	ドレン管の寸法、材料及び個数	ドレン管の寸法、材料及び個数	ドレン管の寸法、材料及び個数
冷却塔の構造	真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
循環設備による取付箇所	(4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備による取付箇所	(4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備による取付箇所	(4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備による取付箇所	(4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備による取付箇所
次の事項	冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに記載すること。	冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに記載すること。	冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに記載すること。	冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに記載すること。

(常設及び取付箇所の別に記載すること) ハボンブの名稱、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、及び可搬型の別に記載すること) ニ圧縮機の名稱、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること) ニ加熱器の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること) ニ容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

ト 蒸発器の名
称、種類、容量、
最高使用圧力、
最高使用温度、
主要寸法、材料、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。）
チ 加温器の名
称、種類、容量、
最高使用圧力、
最高使用温度、
主要寸法、材料、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。）
リ 安全弁及び
逃がし弁の名称、
種類、吹出圧力、
吹出量、主要寸
法、材料、駆動
方法、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること。
ル 主配管の名
称、最高使用压
力、最高使用温
度、外径、厚さ
及び材料（常設
及び可搬型の別
に記載し、可搬
型の場合は、個
数及び取付箇所

。) 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所並びに記載すること。
 ワ ブロワの名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数の別に記載すること。
 カ 送風機の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数の別に記載すること。
 ヨ 排風機の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに常設及び可搬型の別に記載すること。
 タ フィルター
 (公衆の放射線障

害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

(5) 圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇度、外径、厚さ及び材料、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所

備 源 用 非 1 施 附 炉 原 電 他 そ 設 電 常 設 屬 の 子 用 発 の

ホ	排風機の名
主	要寸法、個数
要	及び取付箇所並
寸	びに原動機の種
法	類、出力、個数
及	及び取付箇所
び	(常設及び可搬型
原	の別に記載する
動	こと。)
機	ヘ フィルター
之	(公衆の放射線障
原	害の防止を目的
電	として設置する
源	ものに限る)の
設	名称、種類、効
備	率、主要寸法、
と	個数及び取付箇
の	所(常設及び可
切	搬型の別に記載
換	すること。)
方	4 原子炉格納
法	施設の基本設計
設	方針、適用基準
計	及び適用規格
計	5 原子炉格納
計	施設に係る工事
計	の方法
事	1 常用電源設
項	備との切換方法
事	2 非常用発電
項	装置に係る次の
事	(1) ガスター
項	ビンに係る次の
事	イ ガス・タービ
項	ンの種類、出力、

非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険度、度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）、調速装置及び非常調速装置の種類（ニガスター、ビンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、本ガスター、ビンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次的事項1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要

燃料系統図
耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。
強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載する)と。
構造図
安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)

寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 2 空気だめ及びガスだめの全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数の種類、冷却池の種類、冷却筒所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 4 冷却塔又は冷却筒所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 5 容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 6 取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 7 空気冷却器に係る次の事項
 1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料
 3 主要な管の寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 4 主要な管の最高使用温度、外径、厚さ及び寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）

材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。）

2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 内燃機関に係る次の事項
イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類、附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次

の事項

1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、

材料、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること
。)
2 空気だめの
安全弁の名称、
種類、吹出圧力、
吹出量、主要寸
法、材料、個数
及び取付箇所
(常設及び可搬型
の別に記載する
こと。)
3 圧縮機の名
称、種類、容量、
吐出圧力、主要
寸法、個数及び
取付箇所並びに
原動機の種類、
出力、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること
。)
ホ 燃料ディタ
ンク又はサービ
スタンクの名称、
種類、容量、最
高使用圧力、最
高使用温度、主
要寸法、材料、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。)
(3) ガスター
ビン及び内燃機
関以外を用いた
発電装置の名称、
電圧、電流、主
要寸法及び取付
箇所（常設及び
可搬型の別に記
載すること。)
(4) 燃料設備
に係る次の事項

イボンブの名
称、種類、容量、
揚程又は吐出压
力、最高使用温
度、主要寸法、
材料、個数及び
取付箇所並びに
原動機の種類、
出力、個数及び
取付箇所並びに
及び可搬型の別
に記載すること。
ロ 容器の名称、
種類、容量、最
高使用圧力、最
高使用温度、主
要寸法、材料、
個数及び取付箇
所（常設及び可
搬型の別に記載
すること。）
ハ 眇藏槽の名
称、種類、容量、
最高使用圧力、
最高使用温度、
主要寸法、材料
及び個数
ニ 主配管の名
称、最高使用压
力、最高使用温
度、外径、厚さ
及び材料（常設
及び可搬型の別
に記載し、可搬
型の場合は、個
数及び取付箇所
を付記すること。
（5）発電機に
係る次の事項
イ 発電機の名
称、種類、容量、
主要寸法、力率、
電圧、相、周波
数、回転速度、

結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）保護繼電裝置の名称及び種類。

二、原動機との連結方法

(6) 冷却設備に係る次の事項

イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）。

ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用压力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）。

ハ
る過装置の
名称、種類、容
量、最高使用压
力、最高使用温
度、主要寸法、
材料、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること
。）
ニ、主要弁の名
称、種類、最高
使用圧力、最高
使用温度、主要
寸法、材料、駆
動方法、個数及
び取付箇所（常設
及び可搬型の
別に記載すること
。）
ホ、主配管の名
称、最高使用压
力、最高使用温
度、外径、厚さ
及び材料（常設
及び可搬型の別
に記載し、可搬
型の場合は、取
付箇所を付記す
ること。）
ヘ、冷却塔又は
冷却池の種類、
容量、入口及び
出口の冷却水標
準温度、設計外
気温度、主要寸
法、個数並びに
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること
。）
ト、送風機の名
称、種類、容量、
主要寸法、個数
及び取付箇所並
びに原動機の種
類、出力、個数

(1) 装置の種類 （1）容量、力 量、電機の 力の発電機に 係る次の事項	1 方 法 の方 法 と る次 の事 項	2 設備に 係る工 事	3 設備の 基準	4 非常用電 源	5 常用電 源
（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。

た配
置に
係る
機器
を明
示し
る機
器の
設備

（1）無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）励磁装置の種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。
（1）無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。	（2）励磁装置の種類、容量、電圧、周波数、主回転速度、駆動方法及び予備の別に記載すること。

（1）保護繼電器に係る次の事項	（2）変圧器に係る次の事項
（1）保護繼電器に係る次の事項	（2）変圧器に係る次の事項

（1）遮断器に係る次の事項	（2）保護繼電器に係る次の事項
（1）遮断器に係る次の事項	（2）保護繼電器に係る次の事項

（1）遮断時間、電流、電圧、電流及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）保護繼電器の伝熱面積及び個数、周波数、冷却法、結線法、冷却装置を有すること。
（1）遮断時間、電流、電圧、電流及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）保護繼電器の伝熱面積及び個数、周波数、冷却法、結線法、冷却装置を有すること。

（1）水設備に係る次の事項	（2）給水ポンプの種類、容量及び出力、並びに原動機の種類及び出力、並びに附属する給水設備に係る次の事項
（1）水設備に係る次の事項	（2）給水ポンプの種類、容量及び出力、並びに原動機の種類及び出力、並びに附属する給水設備に係る次の事項

（1）最高使用圧力、温度及び出口の温度、生蒸気量、入口熱交換器に係る次の事項	（2）管等に附属する熱交換器に係る次の事項
（1）最高使用圧力、温度及び出口の温度、生蒸気量、入口熱交換器に係る次の事項	（2）管等に附属する熱交換器に係る次の事項

外径、厚さ及び 材料	(2) 蒸気だめ、 減圧装置及び減 温装置の最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法及び材料
(3) 安全弁及 び逃がし弁の種 類、吹出圧力、 吹出量、個数及 び取付箇所	機器に係る次の 事項
1 1 油燃焼用	(1) 原油用又 は原油以外の石 油（液化石油ガ スを除く。）用の 別
(2) 輸送装置 及びバーナーの 種類、容量及び 個数並びに原油 及び原油以外の 石油（液化石油 ガスを除く。）の 発熱量	(3) 热交換器 の種類及び個数 1 2 その他の 燃料の燃焼用機 器に係る輸送裝 置及び燃焼器の 種類、容量及び 個数並びにその 他燃料の発熱量 1 3 燃料運搬 設備に係る油の 輸送管であつて、 外径三百ミリメ ートル以上のも のの最高使用压 力、最高使用溫 度、外径、厚さ 及び材料

火災防護設備 4

1 4 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容 量及び個数	1 5 ラーニングの基本設計方針、適用基準 及び適用規格	1 6 補助ボイラーに係る工事の方法
1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料	2 消火設備に係る次の事項	火災防護設備に係る機器の配置を明示し、持構造物を含めた図面及び系統図
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。
(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び可搬型の別に記載すること。	構造図	構造物を含めて記載すること。
	限る。)	式のものに

施設 防護 浸水 5

6 機動補駆用料備常電設及

材料、個数及び 原動機の種類、 出力、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること）。	ロ 主要弁の名 称、種類、最高 使用圧力、最高 使用温度、主要 寸法、材料、駆 動方法、個数及 び取付箇所（常 設及び可搬型の 別に記載すること）。
方法 1 燃料設備に 係る次の事項 (1) 名称、種類、ポンプの 量、揚程又は吐 出圧力、主最高使 用温度、原動機の 種並びに個数	ハ 主配管の名 称、最高使用圧 力、最高使用溫 度、外径、厚さ 及び材料（常設 及び可搬型の別 に記載し、可搬 型の場合は、個 数及び取付箇所 を付記すること）。
方法 2 設に係る工事の 設計	一。 設の基本設計方 針、適用基準及 び適用規格
方法 3 浸水防護施 設	3 浸水防護施 設
方法 4 浸水防護施 設	4 浸水防護施 設に係る工事の

輔
助
ボ
ラ
ー
に
係
る
も
の
を
除
く

類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）容器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）容器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
最高使用温度、主要寸法、材料、最高使用圧力、容積、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（3）貯蔵槽の名称、種類、容積、主要寸法、材料、最高使用温度、主要寸法、容積、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（3）貯蔵槽の名称、種類、容積、主要寸法、材料、最高使用温度、主要寸法、容積、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

設式型別表第三(第一百七条、第一百八条関係)	策時緊急9	造木内敷8	備水設用取7
式設計特定機器の申請に係る型式指定期特	方法	1敷地内土木構造物(地震による斜面の崩壊に施するためのもに限る)の名称、種類、設置場所及び個数	1設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
式設計特定機器の申請に係る型式指定及	方法	2敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格	2非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
添付書類(型式指定)	方法	3構造物に係る工事の方法	3設備に係る工事の方法
の申請に係る型式指定及	方法	3構造物に係る工事の方法	3構造物に係る工事の方法
の申請に係る型式指定及	方法	3構造物に係る工事の方法	3構造物に係る工事の方法

クスヤキ用兼定特	燃料	機器定特計	設計及び製作の方に係るものに限る。
1特定兼用キヤ	1燃料体の種類、主要寸法及び適用規格	1燃料体の種類、主要寸法及び適用規格	新技術の内容を十分に説明した書類
2特定兼用キヤ	2燃料体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	2燃料体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明

置装合結再	3特定兼用キヤ	4特定兼用キヤ
の名称並びに電熱器	1再結合装置の種類、容量、主要寸法及び効率、用温度、使用圧力、再結合装置の耐震性に関する説明書	1再結合装置の種類、容量、主要寸法及び効率、用温度、使用圧力、再結合装置の耐震性に関する説明書
の申請に係る型式指定及	新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類

置装しが逃力圧		量及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること。)	
称、 最高使 用圧 力、主 要寸 法、 材料及 び個數	3 壓力開放板の 設定破裂圧力、主 要寸法、 材料及び 個數(常設 及び可搬型 の別に記載す ること。)	2 再結合装置の 基本設計方針、適 用基準及び適用 規格	3 再結合装置に 係る製作の方法
第百六条の型式設計 を購入する 特定機器の 主配管の名 称	4 主要弁の名 称、種類、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	1 容器の名称、 種類、容量、最高 使用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	容量、最高使用圧力 、最高使用温度及び 再結合効率の設定根 拠に関する説明書 水素濃度低減性能に 関する説明書 强度に関する説明書 構造図
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	5 排風機の名 称、種類、容量、 主要寸法及び個數 並びに原動機の種 類、出力及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	6 フィルター (公衆の放射線障 害の防止を目的と して設置するもの に限る)の名称、 種類、効率、主要 寸法及び個数(常 設及び可搬型の別 に記載すこと。)	力、最高使用温 度、外径、厚さ及 び材料(常設及び 可搬型の別に記載 すること。)
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	7 圧力逃がし装 置に係る製作の 方法	8 圧力逃がし装 置の基本設計方 針、適用基準及び 適用規格	(4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)、主要寸 法、材料並びに個 数(常設及び可搬 型の別に記載す ること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	9 耐震性に関する説 明書	10 構造図	(3) 調速装置及 び非常調速装置の 種類 (4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	11 耐震性に関する説 明書	12 耐震性に関する説 明書	力とする発電設備が 安全弁の排出量計算 書(バネ式のものに 限る)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	13 耐震性に関する説 明書	14 耐震性に関する説 明書	出圧力及び外径、伝 送面積並びに原動機 の出力の設定根拠に 関する説明書
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	15 耐震性に関する説 明書	16 耐震性に関する説 明書	出圧力及び外径、吹 揚力
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	17 耐震性に関する説 明書	18 耐震性に関する説 明書	容量、最高使用压 力、最高使用温度、 外径、周波数、回轉 速度、冷却方法及 び個数(常設及び 可搬型の別に記載 すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	19 耐震性に関する説 明書	20 耐震性に関する説 明書	(1) 発電機の名 称、種類、容量、 主要寸法、力率、 出圧力、吹出量及 び個数(常設及び 可搬型の別に記載 すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	21 耐震性に関する説 明書	22 耐震性に関する説 明書	(2) 発電機に係る 次の事項 ガスターーピンを原動 機に係る次 の事項 ガスターーピンを原動 機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	23 耐震性に関する説 明書	24 耐震性に関する説 明書	ガスターーピンに 附屬する冷却塔の 種類、容量及び個 数(常設及び可搬 型の別に記載す ること)。
置装しが逃力圧		量及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること。)	
称、 最高使 用圧 力、主 要寸 法、 材料及 び個數	3 壓力開放板の 設定破裂圧力、主 要寸法、 材料及び 個數(常設 及び可搬型 の別に記載す ること。)	2 再結合装置の 基本設計方針、適 用基準及び適用 規格	3 再結合装置に 係る製作の方法
第百六条の型式設計 を購入する 特定機器の 主配管の名 称	4 主要弁の名 称、種類、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	1 容器の名称、 種類、容量、最高 使用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	容量、最高使用圧力 、最高使用温度及び 再結合効率の設定根 拠に関する説明書 水素濃度低減性能に 関する説明書 强度に関する説明書 構造図
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	5 排風機の名 称、種類、容量、 主要寸法及び個數 並びに原動機の種 類、出力及び個數 (常設及び可搬型 の別に記載す ること。)	6 フィルター (公衆の放射線障 害の防止を目的と して設置するもの に限る)の名称、 種類、効率、主要 寸法及び個数(常 設及び可搬型の別 に記載すこと。)	力、最高使用温 度、外径、厚さ及 び材料(常設及び 可搬型の別に記載 すること。)
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	7 圧力逃がし装 置に係る製作の 方法	8 圧力逃がし装 置の基本設計方 針、適用基準及び 適用規格	(4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	9 耐震性に関する説 明書	10 構造図	(3) 調速装置及 び非常調速装置の 種類 (4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	11 耐震性に関する説 明書	12 耐震性に関する説 明書	力とする発電設備が 安全弁の排出量計算 書(バネ式のものに 限る)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	13 耐震性に関する説 明書	14 耐震性に関する説 明書	出圧力及び外径、傳 送面積並びに原動機 の出力の設定根拠に 関する説明書
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	15 耐震性に関する説 明書	16 耐震性に関する説 明書	出圧力及び外径、吹 揚力
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	17 耐震性に関する説 明書	18 耐震性に関する説 明書	容量、最高使用压 力、最高使用温度、 外径、周波数、回轉 速度、冷却方法及 び個数(常設及び 可搬型の別に記載 すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	19 耐震性に関する説 明書	20 耐震性に関する説 明書	(1) 發電機の名 称、種類、容量、 主要寸法、力率、 出圧力、吹出量及 び個数(常設及び 可搬型の別に記載 すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	21 耐震性に関する説 明書	22 耐震性に関する説 明書	(2) 發電機に係る 次の事項 ガスターーピンを原動 機に係る次 の事項 ガスターーピンを原動 機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	23 耐震性に関する説 明書	24 耐震性に関する説 明書	ガスターーピンに 附屬する冷却塔の 種類、容量及び個 数(常設及び可搬 型の別に記載す ること)。

備設電発するすと力動原をンビタスガ		(3) 調速装置及 び非常調速装置の 種類 (4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)。	
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	1 ガスターーピ ンに係る次の事項 (1) ガスターーピ ンの種類、出力、 外気温度、回転速 度、被動機一体の 危険速度、排出ガ ス量並びに個数 (常設及び可搬型 の別に記載す ること)。	新技術の内容を十分 に説明した書類 に記載すること。	容量、最高使用压 力、最高使用温度、 外径、周波数、回轉 速度、冷却方法及 び個数(常設及び 可搬型の別に記載 すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	2 ガスターーピ ンを原動機に係 る機器の配置を明 示した図面及び系 統	新技術の内容を十分 に説明した書類 に記載すること。	(6) 空気冷却器 に係る次の事項 ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	3 ガスターーピ ンを原動機に係 る機器の配置を明 示した図面及び系 統	新技術の内容を十分 に説明した書類 に記載すること。	(7) ガスターーピ ンに附属する管に 係る次の事項 ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
特定機器を購入する 特定機器の 主配管の名 称	4 ガスターーピ ンを原動機に係 る機器の配置を明 示した図面及び系 統	新技術の内容を十分 に説明した書類 に記載すること。	ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。

(3) 調速装置及 び非常調速装置の 種類 (4) ガスターーピ ンに附属する熱交 換器の種類、入口 及び出口の温度、 最高使用圧力(二 次側及び二次側の 別に記載するこ と)、最高使用温 度(一次側及び二 次側の別に記載す ること)。	
耐震性に関する説 明書	1 発電機に係る 次の事項 ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
耐震性に関する説 明書	2 発電機に係る 次の事項 ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
耐震性に関する説 明書	3 発電機に係る 次の事項 ガスターーピンを原 動機に係る次 の事項 ガスターーピンを原 動機及びガス圧 縮機に係る次 の事項 ガスターーピンの 空気だめ及び ガスだめの種類、 ガスだめの安全弁 容量、最高使用压 力、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。

(4) 原動機との連結方法	
3 冷却設備に係る次の事項	
(1) 热交換器の名称、種類、容 量、最高使用圧力	管側及び胴側の別に記載するこ と。(2) 最高使用温 度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。
管側及び胴側の別に記載するこ と。(3) 最高使用温 度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。	度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。
材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。	度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。
(2) ポンプの名称、種類、容量、 主要寸法、材料及び個数(常設及び 可搬型の別に記載すること)。	と)、伝熱面積、 主要寸法、材料及び個数(常設及び 可搬型の別に記載すること)。
(3) ろ過装置の名称、種類、容 量、最高使用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料及び個数(常設 及び可搬型の別に記載すること)。	度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。
(4) 主要弁の名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に記載すること)。	度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。
(5) 主配管の名称、最高使 用温	度(管側及び胴側の別に記載するこ と)。

燃内機を関するすと力を動原	
個数 (常設及び可 搬型の別に記載すること)。	度、外径、厚さ及 び材料
1 内燃機関に係 る次の事項 (1) 機関の名 称、種類、出力、 回転速度、燃料の 種類及び使用量、 個数並びに過給機 の種類、出口の压 力、回転速度及び すること)。	(6) 冷却塔の種 類、容量、入口及 び出口の冷却水標 準温度、設計外気 温度、主要寸法並 び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。

電設備	
機器の配置を明示し た図面及び系統図 する発電装置の出力と すること)。	機器の別に記載す ること)。
内燃機関を原動力と する発電設備に係る設 計との整合性に関する 説明書	(2) 調速装置及 び非常調速装置の名 称及び種類
新技術の内容を十分 に説明した書類	(3) 内燃機関に 附する冷却水設 備の名称、種類、 容量及び個数(常 設及び可搬型の別 に記載すること)。
型式証明を受けた設 計との整合性に関する 説明書	(4) 内燃機関に 附する空気圧縮 設備に係る次の事 項
内燃機関を原動力と する発電設備が使 用される条件の下にお ける健全性に関する 規定	イ 空気だめの名 称、種類、容量、最 高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数(常設及び可搬 型の別に記載す ること)。
内燃機関を原動力と する発電設備が使 用される条件の下にお ける健全性に関する 規定	ロ 空気だめの安 全弁の名称、種類、 最高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数(常設及び可搬 型の別に記載す ること)。
内燃機器を購入する 者にあつては、当該 契約書の写し	シ 内燃機関を原動力と する発電設備が使 用される条件の下にお ける健全性に関する 規定
特定機器を購入する 者にあつては、当該 契約書の写し	ス 内燃機器を購入する 者にあつては、当該 契約書の写し
特定機器の特定機器 式証明通知書又は 特定機器型式証明 変更承認通知書の写 し	タ 内燃機器の特定 機器式証明通知書又 は特定機器型式証明 変更承認通知書の写 し
申請に係る型式設 計	（1）热交換器の 名称、種類、容 量、最高使用圧 力、最高使用温 度(管側及び胴側 の別に記載するこ と)。
特定機器の特定機器 式証明通知書又は 特定機器型式証明 変更承認通知書の写 し	（2）保護継電裝 置の名称及び種類 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。
第百六条の型式設 計	（3）冷却設備に係 る次の事項
新技術の内容を十分 に説明した書類	（4）原動機との 連結方法
機器の配置を明示し た図面及び系統図 する発電装置の出力と すること)。	（5）保護継電裝 置の名称及び種類 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。

2 発電機に係る 次の事項	
(1) 発電機の名 称、種類、容量、 主要寸法	電圧、相、周波 数、回転速度、結 線法、冷却方法及 び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。
（2）励磁装置の 名称、種類、容量 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。	（2）励磁装置の 名称、種類、容量 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。
（3）保護継電裝 置の名称及び種類 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。	（3）保護継電裝 置の名称及び種類 及び個数(常設及 び可搬型の別に記 載すること)。
（4）原動機との 連結方法	（4）原動機との 連結方法
（5）冷却設備に係 る次の事項	（5）冷却設備に係 る次の事項
（1）热交換器の 名称、種類、容 量、最高使用圧 力、最高使用温 度(管側及び胴側 の別に記載するこ と)。	（1）热交換器の 名称、種類、容 量、最高使用圧 力、最高使用温 度(管側及び胴側 の別に記載するこ と)。
（2）ポンプの名 称、種類、容量、 主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。	（2）ポンプの名 称、種類、容量、 主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。
（3）ろ過装置の 名称、種類、容 量、最高使用温 度、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。	（3）ろ過装置の 名称、種類、容 量、最高使用温 度、主要寸法、材 料及び個数(常設 及び可搬型の別に 記載すること)。

量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（4）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（5）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
（6）冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（7）送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（8）排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
4 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針（適用基準及び適用規格）

電力貯蔵装置	電源装置	停電装置	無
1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。	1 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	1 無停電電源装置に係る製作の方法	1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。
2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	2 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	2 無停電電源装置に係る製作の方法	2 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	3 無停電電源装置に係る製作の方法	3 無停電電源装置に係る製作の方法	3 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。
規格	書	書	書
契約を締結している	する説明書	する説明書	する説明書
特定機器を購入する	電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書	電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書	電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第百六条の型式設計	構造図	構造図	構造図
契約を締結している	容量の設定根拠に関する説明書	容量の設定根拠に関する説明書	容量の設定根拠に関する説明書
特定機器を購入する	强度に関する説明書	强度に関する説明書	强度に関する説明書
規格	書	書	書
契約を締結している	新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類
特定機器を購入する	特定機器を受けた設	特定機器を受けた設	特定機器を受けた設
規格	式証明書又は	式証明書又は	式証明書又は
契約を締結している	特定機器型式証明変更承認通知書の写し	特定機器型式証明変更承認通知書の写し	特定機器型式証明変更承認通知書の写し
特定機器を購入する	申請に係る型式設計	申請に係る型式設計	申請に係る型式設計
規格	契約を締結している	契約を締結している	契約を締結している
契約を締結している	特定機器の特定機器型式証明通知書又は	特定機器の特定機器型式証明通知書又は	特定機器の特定機器型式証明通知書又は
特定機器を購入する	特定機器型式証明変更承認通知書の写し	特定機器型式証明変更承認通知書の写し	特定機器型式証明変更承認通知書の写し
規格	契約を締結している	契約を締結している	契約を締結している
契約を締結している	第百六条の型式設計	第百六条の型式設計	第百六条の型式設計

者にあつては、当該
契約書の写し
申請に係る型式設計
特定機器の特定機器
型式証明通知書又は
特定機器型式証明変
更承認通知書の写し

様式第1
(第64条関係)

様式第2（第136条関係）

被保険者登録簿	
登録番号	登録年月日
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55
55	56
56	57
57	58
58	59
59	60
60	61
61	62
62	63
63	64
64	65
65	66
66	67
67	68
68	69
69	70
70	71
71	72
72	73
73	74
74	75
75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100
100	101
101	102
102	103
103	104
104	105
105	106
106	107
107	108
108	109
109	110
110	111
111	112
112	113
113	114
114	115
115	116
116	117
117	118
118	119
119	120
120	121
121	122
122	123
123	124
124	125
125	126
126	127
127	128
128	129
129	130
130	131
131	132
132	133
133	134
134	135
135	136
136	137
137	138
138	139
139	140
140	141
141	142
142	143
143	144
144	145
145	146
146	147
147	148
148	149
149	150
150	151
151	152
152	153
153	154
154	155
155	156
156	157
157	158
158	159
159	160
160	161
161	162
162	163
163	164
164	165
165	166
166	167
167	168
168	169
169	170
170	171
171	172
172	173
173	174
174	175
175	176
176	177
177	178
178	179
179	180
180	181
181	182
182	183
183	184
184	185
185	186
186	187
187	188
188	189
189	190
190	191
191	192
192	193
193	194
194	195
195	196
196	197
197	198
198	199
199	200
200	201
201	202
202	203
203	204
204	205
205	206
206	207
207	208
208	209
209	210
210	211
211	212
212	213
213	214
214	215
215	216
216	217
217	218
218	219
219	220
220	221
221	222
222	223
223	224
224	225
225	226
226	227
227	228
228	229
229	230
230	231
231	232
232	233
233	234
234	235
235	236
236	237
237	238
238	239
239	240
240	241
241	242
242	243
243	244
244	245
245	246
246	247
247	248
248	249
249	250
250	251
251	252
252	253
253	254
254	255
255	256
256	257
257	258
258	259
259	260
260	261
261	262
262	263
263	264
264	265
265	266
266	267
267	268
268	269
269	270
270	271
271	272
272	273
273	274
274	275
275	276
276	277
277	278
278	279
279	280
280	281
281	282
282	283
283	284
284	285
285	286
286	287
287	288
288	289
289	290
290	291
291	292
292	293
293	294
294	295
295	296
296	297
297	298
298	299
299	300
300	301
301	302
302	303
303	304
304	305
305	306
306	307
307	308
308	309
309	310
310	311
311	312
312	313
313	314
314	315
315	316
316	317
317	318
318	319
319	320
320	321
321	322
322	323
323	324
324	325
325	326
326	327
327	328
328	329
329	330
330	331
331	332
332	333
333	334
334	335
335	336
336	337
337	338
338	339
339	340
340	341
341	342
342	343
343	344
344	345
345	346
346	347
347	348
348	349
349	350
350	351
351	352
352	353
353	354
354	355
355	356
356	357
357	358
358	359
359	360
360	361
361	362
362	363
363	364
364	365
365	366
366	367
367	368
368	369
369	370
370	371
371	372
372	373
373	374
374	375
375	376
376	377
377	378
378	379
379	380
380	381
381	382
382	383
383	384
384	385
385	386
386	387
387	388
388	389
389	390
390	391
391	392
392	393
393	394
394	395
395	396
396	397
397	398
398	399
399	400
400	401
401	402
402	403
403	404
404	405
405	406
406	407
407	408
408	409
409	410
410	411
411	412
412	413
413	414
414	415
415	416
416	417
417	418
418	419
419	420
420	421
421	422
422	423
423	424
424	425
425	426
426	427
427	428
428	429
429	430
430	431
431	432
432	433
433	434
434	435
435	436
436	437
437	438
438	439
439	440
440	441
441	442
442	443
443	444
444	445
445	446
446	447
447	448
448	449
449	450
450	451
451	452
452	453
453	454
454	455
455	456
456	457
457	458
458	459
459	460
460	461
461	462
462	463
463	464
464	465
465	466
466	467
467	468
468	469
469	470
470	471
471	472
472	473
473	474
474	475
475	476
476	477
477	478
478	479
479	480
480	481
481	482
482	483
483	484
484	485
485	486
486	487
487	488
488	489
489	490
490	491
491	492
492	493
493	494
494	495
495	496
496	497
497	498
498	499
499	500
500	501
501	502
502	503
503	504
504	505
505	506
506	507
507	508
508	509
509	510
510	511
511	512
512	513
513	514
514	515
515	516
516	517
517	518
518	519
519	520
520	521
521	522
522	523
523	524
524	525
525	526
526	527
527	528
528	529
529	530
530	531
531	532
532	533
533	534
534	535
535	536
536	537
537	538
538	539
539	540
540	541
541	542
542	543
543	544
544	545
545	546
546	547
547	548
548	549
549	550
550	551
551	552
552	553
553	554
554	555
555	556
556	557
557	558
558	559
559	560
560	561
561	562

③ 通常以降の販売実績をもとに、次回販売期間の直後の3ヶ月についての平均値 と最高値(販売実績予測値)。	(単位: Bq)
過 渡 時 期	
前半の3ヶ月間(月~月)	後半の3ヶ月間(月~月)
設定の範囲	
平均 値	高 値
低 値	平均 値
高 値	
④ 販売実績の変動性を考慮するため、販売実績の数量及び度数(個)	
⑤ 販売実績の変動性を考慮するため、販売実績の数量及び度数(個)	
(単位: Bq)	
規 格	
販売の範囲	
販売の範囲等	合計値 (月別合計値)
	\times ℃
	℃Mo
	℃Te
	℃Cs
合 计	
合算値を四捨五入後値	
(単位: Bq)	
規 格	
販売の範囲	
販売の範囲等	\times ℃o = 11
	\times ℃m
	\times ℃n
	\times ℃k
	\times ℃s
合 计	
合算値を四捨五入後値	

被 傷		性 別		(単位: t/t)
固定の量等		アルツ'経由在来出 入庫(新規)出在来出 入庫物貯留		't/t (注2)
固定の量等		新規物貯留		
固定の量等		在来出庫		
固定の量等		在来入庫		
合 计				
禁輸出荷比率標準				
① 放射能物質の量の3月間にについての平均及び最高値				
(単位: Bq/t)				
通 済	前年の5月(前)~6月(後)	後年の5月(前)~6月(後)		
固定の量等	平均	最高度(左) 平均	最高度(右)	
固定の量等				
固定の量等				
固定の量等				
② 放射性元素の量における放射能物質の幾何平均の実放送(固定予定期間)によるもの。				(単位: Bq/t)
被 傷		性 別		(単位: t/t)
固定の量等		¹⁴ Cu ³⁷ Co ⁹⁰ Sr ¹³¹ I		
③ 放射性元素の量における放射能物質の幾何平均の直近の3月間についての平均及び最高度(特別に努力力が求められる)。				

月			
月			
合計			

